

1. 議事日程第3号

(平成22年第6回大口町議会定例会)

平成22年9月15日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
10番	齊木 一三	11番	吉田 正輝
12番	木野 春徳	13番	倉知 敏美
14番	酒井 久和	15番	宇野 昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地域協働部長	近 藤 定 昭
地域協働部参事 兼 環 境 課 長	杉 本 勝 広	健康福祉部長	村 田 貞 俊
建 設 部 長	野 田 透	総 務 部 長	小 島 幹 久
生涯教育部長	三 輪 恒 久	会 計 管 理 者	星 野 健 一
町民安全課長	前 田 正 徳	地 域 振 興 課 長	平 岡 寿 弘
戸籍保険課長	掛 布 賢 治	福 祉 こ ど も 課 長	天 野 浩
健康生きがい課長	宇 野 直 樹	都 市 整 備 課 長	渡 邊 俊 次

政策推進課長 社 本 寛

学校教育課長 近 藤 孝 文

6 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 河 合 俊 英

議 会 事 務 局 長
次 佐 藤 幹 広

開議の宣告

議長（酒井久和君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

議長（酒井久和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土 田 進 君

議長（酒井久和君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 皆さん、おはようございます。8番議席の土田進でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初にお断りをさせていただきますが、この質問は南小学校建設特別委員会で再三検討を重ねていただいておりますが、そのことは十分承知しておりますが、地元住民も南小学校新築に向けて、どのように進んでいるのか、どのような建物になるのか大変関心があります。現状を知ってもらって、地元の理解を得ることも重要だと思い、あえて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

大口町ではここ数年、大口中学校の新築、旧大口北部中学校の跡地を大口北小学校への増改築、そして今回の大口南小学校新築と、未来を担う子供たちのために、教育環境整備に重点が置かれていることは、町民にとって大変うれしいことです。大口南小学校は、平成24年4月開校に向けて準備が進んでいると思いますが、新しい大口南小学校はどんな学校になるのか、特徴を簡単に結構ですので、お答え願いたいと思います。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） きょうは傍聴に多くの住民の方をお招きしておりまして、建設の心高ぶる気持ちが皆さん大変多かろうというふうに思っております。

それでは質問にお答えをいたします。

大口町の教育委員会では、平成15年3月に大口町立小中学校再編整備基本計画を作成し、町内の学校整備計画を進めてまいりました。平成20年4月には大口中学校、大口北部中学校を統合し、新生大口中学校を開校させました。また旧大口北部中学校を増改築し、本年4月に新生

大口北小学校を開校いたしました。また西小学校におきましては、屋上防水並びに耐震補強工事を今年度施行しているところであります。

御質問をいただきました大口南小学校におきましては、当初は耐震補強工事を平成21年度に計画しておりましたが、補強後の耐用年数などを考慮しますと、計画の見直しを検討する必要があると考えてまいりました。再度検討をし、建物の老朽化の度合い等を判断する耐力度調査を実施した結果は、文部科学省の危険改築事業の対象となることが判明いたしました。

以上の観点から、平成21年11月に耐震補強工事から全面改修工事へと計画を変更することになりました。議会への説明としましては、南小学校建設準備特別委員会を4回、また6月17日には南小学校建設特別委員会を開催させていただいており、その都度、設計等に係る経過を御報告申し上げているところであります。

大口南小学校を建設するにあたり、長年培われてきた南小学校の教育活動の方針を見据え、安全・安心で楽しい学校、環境に配慮した施設、環境教育など、いろいろな観点から基本設計を行ってまいりました。また、学校からは図書館活動を重視した図書館、南小学校の歴史と伝統を継承していけるような学校、地域のシンボルとして存在感がある校舎、PTAからの要望や教員から見てどのような授業が子供たちに提供できるか、たくさんの要望を受けながら実施設計を行っているところであります。

具体的な校舎につきましては、現在実施設計を行っておりますが、先般南小学校建設特別委員会でも設計概要を御説明申し上げたところでありますが、その後、いろいろ検討する中で変更もありますので、その詳細については、次回の特別委員会で御説明をさせていただくことになるかと思っております。

まずは、最初にどんな学校かということでありまして。子供に安全・安心な施設であること、それから環境の大事さがわかるような施設であり、その施設を子供たちが環境教育に取り入れていける、そんな学校づくりであること。それから地域に開けた学校であること、そのようなさまざま計画を立てておるところであります。

(8番議員挙手)

議長(酒井久和君) 土田議員。

8番(土田 進君) 私が年初に教育部長さんにどのような学校になりますかということを経教育部へお問い合わせしたときに、エコを主体にした環境教育のできる施設。そして、南小学校は以前から図書館活動に力を入れており、文部大臣表彰も受けており、地域に開かれた図書館をつくりたいと言っておみえでした。そのことが今のお話で盛り込まれているということでもありますので、特にこれからは環境教育は大事だと思っておりますので、ぜひ力を入れてやっていただきたいなと思っております。

それでは次の質問に移ります。

現在までの過程と今後のスケジュールについて御説明を願います。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 現在までの過程についてであります。平成21年10月6日に南小学校建設準備特別委員会において、発注方法をPFIか従来方式かを協議していただきまして、従来方式で進めることが決定されました。これを受けまして、南小学校建設工事実施設計委託業務を発注したところであります。

その後、視察を含み、南小学校建設準備特別委員会を開催し、さらには南小学校との打ち合わせを8回実施しております。平成22年6月17日に南小学校建設特別委員会におきまして、数々の御質問、また疑問点をいただきました。その内容について御説明を申し上げているところであり、全員の皆さんに御理解をいただき、基本設計を進めているところであります。その後、学校との打ち合わせを3回開催し、またPTAからの意見聴取を行い、現在、実施設計に取り組んでいるところであります。

そこで、今後のスケジュールといたしましては、平成22年12月ごろから校舎及び屋内運動場の発注準備にかかり、平成23年1月末ごろ、工事施工業者を決定してまいりたいと考えておるところであります。

建設工事につきましては、平成24年3月までに完了し、24年4月を開校としていきたいと、今着々と進めているところであります。また開校後、校舎、屋内運動場の解体工事、プールの建設工事、外構工事を実施し、平成24年12月末までにはすべての整備工事が完了する予定になっております。

（8番議員挙手）

議長（酒井久和君） 土田議員。

8番（土田 進君） 24年4月開校に向けて、順調に準備が進んでいると思います。

そのスケジュールの中で、いよいよ10月に建築確認申請を行う時期ですが、お手元の資料のように、6月17日に開催の第1回南小学校建設特別委員会で示された最新の配置計画案によりますと、屋内運動場については、近隣への日影の影響を考慮し、1階の床レベルを設計GL（設計地盤高さ）から1メートル下げる計画としたとなっておりますが、その理由について、建築に詳しくない者にもわかるように御説明を願いたいと思います。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 3番目の地盤高より屋内運動場が低くなるという御質問であります。

大口南小学校の基本設計を計画する上で、校舎、屋内運動場、プールの配置計画について、

建設準備特別委員会で説明をし、屋内運動場の地盤高を1メートル下げることについて、平成22年3月23日の建設準備特別委員会でさらに説明をいたし、また6月17日の建設特別委員会においても御質問があり、回答をしてきたところであります。

屋内運動場を南側に建てることから、グラウンド等に日影の影響が出るため、また校舎と屋内運動場を動線で結ぶという学校の希望もあり、それを動線で結びますと南側に正門をつくります。生徒の登下校と、それから校舎に既に入った子供たちとのレベルが同じであるということから、げた履きをそこで履きかえる形になってしまう。そういういろいろな面、今現在日影の問題とそうした動線上の問題等がありまして、その影響を極力少なくする必要があるということから、基本設計では建築基準法の日影規制をクリアすることはもとより、地盤面に落ちる影がグラウンドに少しでも影響が出ないように配慮したものであります。

床レベルを1メートル下げることについては、平成22年6月の委員会で申し上げ、基本設計について認めていただいて、今現在進めておるところであります。下げる理由については、特別委員会でも議員御承知のことと考えておりますが、委員会の意見を配慮しつつ、実施設計を行っているところであります。他の建物及び屋根の形状については、なお調整する必要が出てまいりました。基本設計イコールいわば実施設計ではないことから、今後特別委員会においても提案を申し上げ、設計の内容を説明してまいりたいと考えております。

(8番議員挙手)

議長(酒井久和君) 土田議員。

8番(土田進君) 日影の影響というのはグラウンド及び周辺といいますと、この場合駐車場の北側にある農地の一部に、冬至の8時の時点で日影が生じることであると思われませんが、この8時の時点で農地に日影が一部落ちることが法律違反になるのでしょうか。また、考慮しなくてはならないほどの問題なのか、お尋ねをします。

議長(酒井久和君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 日影の問題につきましては、法は地面から4メートルの高さを4時間以上日影にならないということクリアしておれば、法律は認められます。されど実際の実影というのは、現実に4メートル以上落ちてくるわけです。それを校庭内に落とすということは校庭が非常に乾きにくくなる。さらにはいろいろの諸条件の問題が出てまいります。

また、日影は北西の方向だけの農地に落ちるばかりではありません。東側の宅地、さらには雑種地の方にも全部かかってまいります。そちらの方が影響が大きいと思います。ただし、これは冬至の時点でありまして、真夏に日影が落ちるようなことはありません。冬至は太陽の角度が一番低いということで、先ほど申し上げたように1メートルで基本設計をお願いしてまいりましたが、今現在屋根の形状を考えること、当初の基本設計においては陸屋根で考えてお

りました。その陸屋根から勾配屋根にすることによって、日影を変えることなく天井高をとっていけるということで今検討をし、次回の特別委員会で御説明を申し上げていきたいというふうに考えております。

(8 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 土田議員。

8 番 (土田 進君) 今お聞きしたことによりますと、グラウンドの方のこともありますが、最終に出していただいた図面で見ましても、グラウンドに落ちる日影は大したことはないとは見ております。また田んぼに落ちる影も大したことはないというふうに見えます。法律に触れないのに、また一般的に考慮しなくてもいい程度の問題であるにもかかわらず、最初から日影の影響を考慮したのはなぜでしょうか、お尋ねをします。

議長 (酒井久和君) 生涯教育部長。

生涯教育部長 (三輪恒久君) 行政があるものをつくる場合に、初めから何も考慮せずに検討するというのは非常に愚かな考え方であります。まずは住民の方に迷惑をかけないように、あらゆる方向で検討をし、それでもなおかつやむを得ない場合、これは住民の方にも御理解をいただいてということになるうかと思えます。

グラウンドは半分以上が朝 8 時の時点でかかります。それで今屋根の形状とそれから今後特別委員会で審議をしていただくことになろうかと思えますけれども、地盤高の問題等もそこで説明をしてまいりたいと思っております。決して、はなから日影で下げたということではありません。当然皆さんに迷惑をかけないような配慮をした施設でなければならないというふうを考えておるところであります。

それから先ほど申し上げたように、もう一つは、校舎と体育館を同じレベルで持っていきますと、校舎から体育館の方に実際には校舎の地盤が体育館の地盤より高いわけです。そうしますと、校舎から体育館に上がるときに 2 メートルの落差で階段が非常に長くなります。そういうことが当然複合の施設でつくってまいりますと影響が出てまいりますので、それを考慮して日影の問題もある、それから今の動線上の問題もある、そういうことから基本設計においては、地盤高を下げていきたいというふうに申し上げたところであります。

(8 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 土田議員。

8 番 (土田 進君) 手元に委員会の議事録がございますが、4 月 23 日に開催された最後の建設準備委員会で当時の委員長より、日照の問題で建て方を 1 メートル下げなくてはならないと発表があったと思えます。御迷惑をかける方との話し合いとか、そういう御無理はお願いできないでしょうかと質問されております。それに対して、教育部長は、法の日影規制はクリアし

ています。法をさらに拡大した中での話ですので、今からそれをどうのこうのという話をする必要はないと考えます。初めから法に触れるものならつくれませんので、できません。法は十分クリアしていますと回答しておられます。この法をさらに拡大した中での話とはどのような解釈をすればよいのでしょうか。地権者から日影について何らかの要望が出されもしないのに、また法的に何ら問題がないのに、なぜ法をさらに拡大して、設計地盤高さから1メートル下げる計画としたのか、建築の知識のない私には理解できませんし、地区の住民にも納得が得られないことと思います。納得のいく説明を願います。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 法の話が出てまいりました。

法はクリアしても人道的な問題があります。それは公共が、法はクリアしておるからいい、確かにそれはいいわけであります。しかし、初めからそういうことを考えなくして設計を組むということは、やっぱり行政として好ましいことではないということから、少しでもそういう問題を最小限に抑えるということで検討をし、1メートル地盤高を下げる。さらには先ほど申し上げたように、校舎と屋内運動場の動線を結ぶ中で、下げていくのが一番施設の設計に支障が出てこないということから、このような現在は1メートル下げるといってお話を申し上げているところであります。

（8番議員挙手）

議長（酒井久和君） 土田議員。

8番（土田 進君） 次の質問に移りますが、そのようなことを前提にして、通常の1階に屋内運動場を建設するのと比較して、屋内運動場の床を1メートル下げ、半地下式にすることによる建設費の増加は幾らぐらいかかるのでしょうか、お尋ねをします。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 現在設計業務につきましては、基本設計を終え、実施設計、さらには詳細設計というところで取り組んでいる最中ではありますが、今現在、先ほど申し上げたように、屋根の形状等を現在調整している段階であります。今後、構造計算及び工事費の算出においては、屋根の形状が固まることによって躯体の関係が出て、それを構造計算で確定させますので、今現在のところ金額的に算出することは非常に難しいということになっておりますので、御理解いただきたいと思えます。

（8番議員挙手）

議長（酒井久和君） 土田議員。

8番（土田 進君） 前にも委員会で説明が出ておりましたが、半地下式にすると金が余分にかかるのではないかと質問が出ておりましたが、そのときに当然かかりますというお話があ

りましたが、普通に考えた場合でも、1メートル下げるコストと通常の建設コストとどちらが高いかという、やっぱり感覚的には1メートル下げる方が高い、そういう認識であります。

それでは、屋内運動場の床を1メートル下げることによるメリットとデメリットについて、御説明をお願いします。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 1メートル下げることによる最大のメリットは、まずグラウンドへの実影の影響を少なくすることができるということ。それから、1メートル下げることにより床下ピットの設置が当然必要になってまいりますので、それを利用して、床下ピットを活用した地熱利用の省エネルギーシステムであるクールアンドヒートチューブを設置するという考えであります。

そこで、さらには校舎から屋内運動場の動線を地下通路のように昇降口の下をくぐって、上履きのままアクセスできるようになり、昇降口の下履き部分と動線が交錯しなくなることが一つの大きなメリットであります。

デメリットといたしまして、地下水及び雨の問題が考えられますが、近年の異常気象などによります想定外の豪雨に対しても、浸水しないような地下ピットで万全の対策を講ずることが可能と考えます。それには若干お金も出てまいります、あくまでも総トータルの枠の範囲でおさめてまいりたいというように考えております。

（8番議員挙手）

議長（酒井久和君） 土田議員。

8番（土田 進君） 床を下げるにより少々クールチューブですか、これによってクーラー代、電気代が安くなるとか、それによって涼しい風が得られると。近隣には日影ができなくなる。そういったいろいろメリットもあるようですが、デメリットとしては、湿ける。1メートル下げれば当然湿けるということで湿気に対する防水対策、それから地下ピットを設置しますが、洪水時にはどうしても水が入っちゃうだろうと思います。そういったときのくみ出し装置を設置する。また何よりもかによりも、こういう体育館を半地下にするということは、避難所としては不適切であると私は思います。こういう大きな地区の避難所ということでありますので、そういう点を考えますとメリットもあると思いますが、デメリットも相当多いと私は思います。

7月25日には大口町民会館において、大口町とまちづくりを考える会主催で、大口町地域自治セミナーが、最近の自然災害に学ぶこれからの地域防災～大口町のこれからの自然災害に備える～と題して開催されました。その中で大口町の洪水リスクとして、五条川、合瀬川のはんらんで、最大2メートルを超す浸水する地域もあると予測されています。また、ことしも9月

4日には、大口町の防災訓練に多くの町民が参加をされまして実施されたばかりであります。特にこのところ地球の温暖化による集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨が発生し、想定外の洪水が各地で起こっています。

記憶に新しいところでは、可児市や岡崎市での集中豪雨被害で犠牲者がたくさん出ておりますし、また10年ほど前には東海豪雨で大口町でもいろいろ被害がありました。

さらに今後、こうしたゲリラ豪雨の頻度はふえるものと予測されています。地震、風水害はいつ起こるかわかりません。災害が発生したときのために、各地区には避難所が指定されていますが、南小学校は南部の中心にあり、最も重要な避難所であります。それらを前提として、南小学校区の避難所である屋内運動場の床を1メートル下げ、半地下式にすることは、避難所としても適切ではないと思いますが、その点をどのようにお考えなのかお聞きします。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 防災担当の地域協働部の方から御回答させていただきます。

避難所の考え方といたしましては、公共施設で大きく安全な空間に人を避難させるということが指定の最終の目的になっております。そういったことで、災害時に避難所として学校施設を利用させていただく以外、学校活動に支障がなければ施設としては問題ないと思っております。

また、今お話がございましたように集中豪雨、ゲリラ豪雨につきましては、今お話があったように南小学校全体が避難所指定をしてあります。そういう点で、どこの地区でもそうなんです、いわゆる2メートルのような水害になった場合、当然一般家庭でも2階があれば2階へ避難、あるいは学校に避難されていた方につきましても、当然どこの学校でもそうなんです、屋内運動場では対応できませんので、各校舎の方へ避難していただくというような指示をするような形になると思いますので、御理解賜りたいと思います。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 地域の避難所という関係で、先ほど地域協働部長の方から避難所の考え方について御説明を申し上げました。私どもは、この屋内運動場の避難所の施設としての考え方を申し上げます。

屋内運動場につきましては、基本設計において、まず第一に学校の屋内運動場としてどう利用するか重点をおいて、私どもは屋内運動場をつくっておるところであります。このため1メートル下げることによって段差の問題を今質問を受けたところではありますが、学校にはそれぞれ障害を持つ児童、さらには日常の運動でけがをした児童等が安全で安心して学校へ通えるような施設であるよう、愛知県「人にやさしい街づくり条例」に基づく、スロープや手すり等を設置すること、この考えであります。また多目的便所の設置についても検討しているところ

であります。

これらのことを十分考慮した施設であることから、地震、水害などの災害時にも避難所として有効な施設であると考えております。

(8 番議員挙手)

議長(酒井久和君) 土田議員。

8番(土田 進君) 先ほど地域協働部長のお話では、たくさんの水が来たときには、そんな避難所に行かなくて自宅の2階へ上がるとか、そのように指導するというようなことをおっしゃいましたが、それもどうかと私は思います。避難所はそんなに軽いものなのかと、何のために避難所を設定しておるのかということを感じます。

まず、ちょっとお聞きします。

大口南小学校の地盤高さは、どの程度の場所にありますか、お聞きします。

議長(酒井久和君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 大口南小学校の地盤というのは、県道宮後小牧を起点にしまして、南西の方向に勾配がついております。それで南の道路と比較しますと50センチ地盤が高いわけです。さらに屋内運動場のところについては40センチぐらいの落差があり、実際に北の方から南の方に西の方に勾配が下がっていくというつくりになっておりまして、南側の道路はKBM、仮ベンチマークを設置しておりますが、そこはゼロの基準として、今基本設計で申し上げたのは50センチ高で設計を組んでおります。その中でいろいろと実施設計を検討する中で、それぞれ修正をしなくちゃならん点が出てきております。今後御説明を申し上げ、御理解をいただきたいというふうに考えております。

議長(酒井久和君) 地域協働部長。

地域協働部長(近藤定昭君) 先ほど私の発言で食い違いと申しますか、お話が交差していましたので、再度説明させていただきます。

ゲリラ豪雨で急激な水位の上昇、こういった場合につきましては、避難所へ逃げるよりもまず高いところへ避難するという意味で各家庭で2階建てであれば2階へ逃げた方がいい。そして、先にもう避難所の方に避難されていた方につきましては、町の方の指導で校舎の2階部分に避難していただくというようなことでお話しをさせていただきましたので、御理解賜りたいと思います。

(8 番議員挙手)

議長(酒井久和君) 土田議員。

8番(土田 進君) 大口町から洪水ハザードマップというものが出ておりますが、これで見ると、大口南小学校の場所は道路の北側、現在校舎が建っている付近ですと大人の腰ま

で水がつかると。そして建物の周囲を見てみますと、大人のひざまでつかる地域となっているわけであります。

このような地域であることは十分承知の上で計画をされたと思いますが、いかがでしょうか。
議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） ハザードマップでありますけれども、それは下水の方が出しているハザードマップか、どちらでしょうか。

（ 8 番議員挙手）

議長（酒井久和君） 土田議員。

8 番（土田 進君） 私はインターネットで大口町のハザードマップというのを出しました。この図面ですけど。よろしいですか。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 私は下水におりまして、新川が切れた時点で新しい新法ができました。その時点で要はハザードマップをつくってまいりました。そのハザードマップにおいては、大口町で貯留池を基本的には30トンぐらいを貯留池で抱えないと、五条川の水位が上がった時期に吐くことができないので、当然大口町の敷地内で抱えよということでハザードマップをつくっております。そこの時点では2メートル高にはなっていないような気がしますが、ちょっと私もそちらの方をもう1回確認はしておりませんが、それほど高いとは思っておりません。

ただ、先ほどから申し上げているように道路が冠水をした時点で、地盤が50センチ高いわけです。校舎も50センチ高いということは、校舎がもし大雨、例えば想定外の今現在報道なんかで言われているように、1時間に120ミリの雨降る場合は考えておりませんが、平均60ミリから80ミリの雨が降っても耐えられるように、要は防壁を設けます。そこで体育館への浸入を防いでしまいますので、水の中に通常の60ミリから80ミリの雨でつかるといことはありません。

（ 8 番議員挙手）

議長（酒井久和君） 土田議員。

8 番（土田 進君） いずれにしろ高い地域ではないと。一般的に考えますと、建物を建てる場合には相当高くして建てるというのが普通だと思っんですね。にもかかわらず、グラウンドへ日影が落ちる、それを少なくしたい。あるいは近隣への迷惑を避けたいということで1メートル下げられるということだと思っておりますが、一般町民がいざというときに、やはり避難所にたどり着いたものの、屋内運動場が避難所としては一番利用すると思っております。その場所がたどり着いてみたら浸水をしているというようなことを考えますと、そんなことはないと思っております。

けど、万が一のための施設でありますので、そういった意味で地下式にするのは大変不適切であると思います。また、近隣から要望も出ていないのに、あえて日影の影響を考慮したことも、私には全く納得ができません。

建設予定の屋内運動場と日影が落ちるとされる田とは、道路を挟んで距離が16メートルぐらいあると思います。現場の位置関係をよく知っている近隣住民やことしの豊田区長を初め、最近区長を経験したような人はほとんどが口をそろえて、おかしいことだと、なぜそこまでする必要があるので、これでは避難所にならないのではないかと行って心配をいたしております。このことをどのように思われるのかお聞きをします。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 避難所の不適切のようなお話ではありますが、先ほどから申し上げているように、施設面においては万全の策をとっていくということであります。

そこで、先ほども屋内運動場の地盤が低く設定しているというのは、日影の問題等も十分考慮して、まずは学校の校庭に日影を落とさないというのが大前提であります、それが一つ。さらには、子供たちが使う施設を不便があっちゃならない、だから動線上で結ぶためには、やはりこういう設計をせざるを得ない。その一つの内容は、それをレベルに持ってくることによって、子供たちが上履きと下履きを履きかえて屋内運動場の方に渡ることになります。そうしますと、学校の先生からも非常に時間がかかってしまってなかなか誘導ができないということから、できるならば、そういう問題も解決してほしいということから施設を検討したものであります。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（酒井久和君） 土田議員。

8番（土田 進君） 最初にも申し上げましたが、屋内運動場については近隣への日影を考慮し、1階床レベルを設計G Lから1メートル下げることにしたと、これが一番うたわれていたと思うんですね。それが私がこう言って質問し出したら、運動場の方へ日影がというお話のように変わってきましたが、運動場の方の日影の線を見ても、駐車場あるいは体育館から教室へいざるための部分であって、あまり運動場に日影がそんなに落ちるとはこの6月17日に提出していただいた資料では感じないわけですね。

そこで私が今まで申し上げてきましたことは、何度も同じことの繰り返しになりますが、このような場所にもかかわらず、何ら理由もないのに床を1メートル下げて建てるというのはどうしても理解できんということではありますが、これまで申し上げてきましたことは私だけではなく、南小学校区の多くの住民にも理解ができないことと私は思います。建物をつくってしまったからでは遅いのです。変更も今なら間に合うと思いますので、設計の変更を強く求めます。

お考えをお聞かせください。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 先ほどから日影の問題は申し上げているように、グラウンドの半分以上は冬至の時期にかかります。それから周辺の民地にもかかります。それを少なくするために屋根の形状を今検討しているところであります。ですからグラウンドにかからない、8時の時点ではかかっております。9時の時点ではグラウンドの外周にかかるようになっております。きちっと見ていただければおわかりかと思えます。

（8番議員挙手）

議長（酒井久和君） 土田議員。

8番（土田 進君） 設計変更について前向きな回答が得られないことは、このことを知る周辺住民には絶対に納得ができないことだと思います。

屋内運動場の床を1メートル下げ、半地下式にすることについて森町長、どのようにお考えかお聞きをしたいと思います。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 今回、土田議員さんからいただきました南小学校に関連します御質問につきましては、るる生涯教育部長の方から御回答を申し上げております。私どもも今御質問をいただいた屋内運動場の計画のGLを1メートル下げるということに関しては、建設特別委員会等での協議の経過を踏まえまして、今、実施設計をその前提で進めておりますので、この形で進めていくということでありませう。

（8番議員挙手）

議長（酒井久和君） 土田議員。

8番（土田 進君） 屋内運動場の床を1メートル下げることには、一般住民の同意は絶対に得られないと思います。将来に悔いを残すことのないよう、ぜひ計画の変更を強く要望したいと思います。

最後の質問になります。

立派な小学校ができると思いますので、周辺整備も期待しておりますが、現時点でどのような計画をお持ちなのか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（酒井久和君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 周辺整備につきましては、敷地南側に校舎を建設することから、正門を南側に設置することになります。そこで、敷地の南の秋田64号線の整備が必要となってまいります。現在道路の有効幅員は舗装の打った幅が3.4メートル、水路敷きが1.2メートルの敷地幅、南側ののり面が1.4メートルでありますので、水路敷きを利用して1.5メートルの歩道

を設置してまいります。

また、南側ののり面については、L型壁で立ち上げることで車道4.5メートルとなり、現道幅員よりも1メートル広くなります。以上であります。

(8 番議員挙手)

議長(酒井久和君) 土田議員。

8番(土田 進君) 新築工事並びに解体工事は大手業者が行うものと思います。大変厳しい経済状況ですので、地元企業の振興も大事なことです。地元土建業者は周辺整備工事が出されることを非常に期待をいたしております。ぜひ小学校の新築に合わせて、周辺整備にも力を入れていただくことを要望しておきます。

最後になりますが、先ほどちょっと申しおりましたが、1メートルを下げることに私は反対であります。1メートル下げなくても普通につくっていただければいいと思います。1メートル下げることによって相当な金額がかかるということでもあります。血税でつくるわけですので、ぜひ検討をしていただきたい。

いろいろ申し上げましたが、小学校は一度建てると当然50年は使用する施設となります。この新築される南小学校が、未来を担う子供たちが安全で安心して快適に学べる施設となること、また地区住民に親しまれ、いざというときには安全な避難所として頼れる施設が完成することを期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長(酒井久和君) 会議の途中ですが、10時25分まで休憩といたします。

(午前10時16分)

議長(酒井久和君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

吉 田 正 君

議長(酒井久和君) 続いて、吉田正議員。

1番(吉田 正君) 議長の御指名がありましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

土田議員の熱い質問がありましたので、私は教育委員会の質問が一番最後の質問予定になっておってよかったなあと思ひまして、今そんなことも感じながらこの場所に立たせていただきました。

まず1点目ですけれども、中小口の区画整理はどうなるのかという質問でございます。

私どものもとにも、中小口の区画整理地内の権利者の方からいろんな声が今寄せられており

ます。当然区画整理の役員の皆さん方は大変な御苦勞をされてみえることも、私も重々承知をしているところであります。そうした中で、地権者の方から今アンケートをやっておるといようなお話をこれは夏前ですか、6月ぐらいだったと思うんですけれども、そういう声が寄せられました。まずそのアンケートの設問内容について、事前に明らかにしてほしいというふうには私、質問しておいたんですけれども、ちょっと明らかになっておらんものですから、どうなっているんでしょうか。まずそのことだけお答えいただけますか。

議長（酒井久和君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 土地区画整備事業につきましての御質問ですので、私の方から回答をさせていただきます。

中小口土地区画整理事業につきましては、これまで組合施行による事業化に向けて大口町による支援のもと、事業計画書の作成を進めてまいりました。その結果は、平均減歩率が非常に高いものとなりまして、これについて発起人会で何度もその対応について協議をしていただきましたが、事業を断念せざるを得ない状況となってまいりました。そして、平成22年3月10日開催の発起人会において、土地区画整理事業による整備手法から無接道地だけを対象とした土地の交換分合により整備をしてはどうかというようなことで意見がまとまりましたので、このことを権利者全員に報告し、権利者の意向を確認して、その後の事業の方向性を決定するためにアンケート調査が行われました。

権利者の意向確認につきましては、発起人会において発行をしております、事業の情報を権利者にお知らせする「まちづくりだより」を利用し、今までの経緯を報告した上で、中小口地区の整備方法につきまして、今後、土地区画整理事業と交換分合のどちらの方法を希望されるか、また、その他意見をお聞きすることを目的として行ったものであり、現在その取りまとめを行っているところでありますので、よろしく申し上げます。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 今の発起人会が中心でそういうアンケートをやっておられるという、そういう御説明だったというふうに私は理解をしたわけです。

その発起人会の方では、ことしの3月に区画整理での手法については断念したというお話があったわけですが、私もアンケートを何人かの方にちらっと見せてもらったものですが、あんまり記憶が定かでないし、手元にそのアンケートがないものですから、どういったアンケートの内容なんですかということで、第1の質問に実はさせてもらったんです。残念ながら出てこないものから、それはしょうがないんですけれども、今後も区画整理で進めてほしいというアンケートの項目もたしかあったというふうに私は思うんですね。一方で断念をし

たということを言っているわけですが、その一方でアンケートの中身として、区画整理を進めてほしいかどうかというアンケート項目もあるものですから、それを受け取った方が、一体今の発起人会さんはどういう方向で今進んでいるのかということがよくわかっていらない、そういう方もたくさん実はお見えになるんじゃないかなあというふうに私は受け取っているんです。

また、このことを本当に白か黒どっちなんだというようなことを地域の人もなかなか役員の方に言い出せない。そういう状況も今あるんじゃないかなあというふうに実は思うんですね。そういう意味で、私は、これは一体どっちの方向で進むのかということなんですけれども、これはアンケートをとられたわけですので、そのアンケートの結果に基づいて、じゃあ次どういう手法で進めていくのかということが決められていくんだらうなあというふうに私は思ったわけなんですけれども、そういうことでもないんですか。ですから断念したと言っているわけなんですけれども、区画整理を進めてほしいかどうかという項目もあるものですから、そこら辺が受け取られた地権者の方々が、私は迷われるところんじゃないかなあというふうに思ったんですけれども、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 今議員がおっしゃるとおり、アンケートとしては区画整理の方法もという形での聞き取りもしております。

ただ、先ほども言いましたように、今の発起人会、20名の役員がお見えですけれども、その発起人会においては非常に難しいということで、土地区画整理事業か交換分合というようなことでアンケートをしてみえるということではありますが、今のエリアの土地区画整理事業、それ以外のもう少し広くしたりとか、逆に小さくしたりとかという方法も一つの考えとして、それも含めて皆さんにアンケートをとったということで、今の発起人会では、土地区画整理事業5.84ヘクタールでございますが、そこでは難しいという判断でございましたので、そういうアンケートになったということでございますので、よろしくお願いたします。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） そこら辺の経過がなかなか地権者の皆さん方に、アンケートが配られて、どういうことで進んでいくんだらうかということで迷ってみえる方もお見えになるような感じなんですね。そういう意味では、アンケートを配られてそれを見たときに、どうやって答えていいのかかわからんという声が私のところに結構寄せられたんですよ。ですから、そういう意味では事の真意といたしますか、今の発起人会さんとしての真意がなかなか伝わっていないのかなあということも思ったわけです。アンケートですので、当然そのアンケートをやられて、いつ

までにアンケートが取りまとめられるんですか、そこら辺もちょっと説明いただけますか。

議長（酒井久和君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） アンケート自体は6月30日までに御提出をお願いしたいということで、役員さん方がそれぞれの権利者の方に面接をしていただいて、そこでお渡ししていただくという形で進めさせていただいております。

それで現在のところ6割の方が御提出をしていただいております。委員長とも相談したんですが、未提出者に再度請求をいたしまして、9月末をめぐりに締め切り、取りまとめをしていきたいなということでございますので、よろしく願いいたします。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 今の段階では、今の役員さんの間では非常に難しいということですので、そうした中でもアンケートもとられて、地権者の方の御意向も聞かれる、これは本当に私はいいことだというふうに思うんですね。そういう意味では非常に民主的な進め方だというふうに思っております。そういう意味ではこのアンケートの結果を取りまとめられたら、これはやっぱり地域の地権者の皆さん方にどういう結果が出たのかということ公表していくべきだというふうに思うんですね。

6月に取り組まれたんですけれども、今まで全然公表等もなかったものですから、一体どうなっておるんだろうというような声も実はあるわけですね。だからそういう声にも、やっぱり町も地域の発起人会さんたちとも一緒になってやっているわけですので、そういったアドバイスも積極的に町の方としても行っていただきたいなあとというふうに思うんです。だから途中がどうなっておるのかということですね。まだアンケートは集計中なら集計中ということで、集計中だということをもたお知らせをすることが私は大切なことなんじゃないかなあとというふうに思うんですけれども、そこら辺はいかがなんでしょうかね。

議長（酒井久和君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 先ほども申しましたように、9月末をめぐりにそこで締め切って取りまとめをするということでありますので、できるだけ早い段階でアンケートの結果を公表していただきたいというふうに思っております。

発起人会の方も、取りまとめが終わりましたら、発起人会を早速開いていただいて、そこで集計結果の報告をし、さらに先ほどの「まちづくりだより」によりまして、権利者の皆様に公表したいというふうに考えてみえるところでありますので、よろしく願いいたします。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） ここではそういうことなんですけれども、6月からはや2ヵ月、早い人だと6月の初めぐらいに提出された人もあって、もう3ヵ月ぐらいたつわけですね。ですから、そういう意味では、まだ今取りまとめ中なんだというようなことも地域の方々にわかるようにしていただくと、私はいいのではないかなあというふうに思いますし、今後そのアンケートを地域の地権者の皆さん方が見られることによって、自分たち地権者の仲間の人たちが一体どういう思いをしてみえるのかということも、お互いに考えが違っていても、お互いにわかり合えることになっていくんじゃないかなあというふうに思うんですよね。だからそういう中で、本当にこうした事業がこれからどうなっていくかということがあるわけなんですけれども、私個人的には区画整理も進めていただきたいなあというふうには思うわけなんですけれども、そうした方向で進むかどうかということも、本当に私はアンケートにかかっているんじゃないかなあというふうに思います。それをまた地権者の人に返すということが私は本当に大切なことだというふうに思いますので、ぜひ、まだ今取りまとめ中だということであるのならば、また、そういう問い合わせ等もし町の方であれば、そういうこともお答えいただければというふうに思います。

次の項目に進めさせていただきます。

国民健康保険税の減免規定に生活保護基準を盛り込んでという表題をつけさせていただきました。きのうの朝日新聞等々にも載ってございましたけれども、窓口の医療費についての減免、今までだと災害だとか、失業だとか、突発的なそういう要件で医療費の窓口負担3割負担を軽減することができるということで、国民健康保険法の54条だったか、何条だったかちょっと今ずっと出てこんでいかなんですけれどもそういう規定があって、医療費を軽減することができるけれども、しかし、国はこの13日に、医療費についても生活保護基準を適用して扱うように、こういう通達を出されたということもきのうの新聞等々で報道されているところであります。

そういう意味では、私はこれは何も医療費だけではなくて、国保税にもその生活保護基準を適用して扱う、これは私は当然のことではないかなあというふうに思うんです。憲法第25条においては、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと、こういうことが憲法第25条に実は書かれているのであります。そういった意味でも、私は医療費の減免のみならず、これは国保税についての減免、これは町独自の減免になっていくわけなんですけれども、それについても検討すべきではないかというふうに思います。

私は今回参考ということで、国民健康保険税の減免制度、これは所得減少に限るというふうで括弧書きにしてありますけれども、これはそれぞれの市町の独自減免ですね。法定減免ではない減免制度の一覧表です。これは江南市、犬山市、岩倉市、扶桑町、そして最後に大口町と

いうふうで並べて表示をさせていただきました。この参考の減免制度を見ていただければ明らかなんですけれども、江南市や犬山市では生活保護基準の1.3倍までの所得の世帯を対象に国保の減免がなされております。大口町も私は導入すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 吉田議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず減免につきましては、納税が困難であると認められる場合の救済措置として、行政処分によって納税義務を消滅させるもので、条例によって市町村の権限で行われております。

大口町でも条例・規則で減免制度を設け、生活保護を受ける者、災害や長期療養、失業による所得の減少など、やむを得ない事情で前年に比べ大幅に所得が減少する世帯に対し、減免を行っております。

その減免基準といたしましては、前年の世帯総所得が400万円以下で、現年の所得がその3分の2以下になることを要件としております。著しい所得の減少ということでは、これ以上の減免区分という考え方は現在のところは持ってありません。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 現在のところは持っていませんという答弁を私はいただこうと思っているんじゃないかと、こういうふうで江南市や犬山市では、生活保護基準の1.3倍までの所得の世帯を対象に国保の減免がされておるけれども、大口町も私は導入すべきであるというふうに思うんですが、町としてはいかがお考えなのかということをお聞きしておるんです。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 町としての答えの前に、いろんなところも同じかと思えますけれども、所得400万円以下というところでとらえられております。そういった中で大口町の場合3分の2という、それ以下に急激に減少した場合には減免制度を設けておるといことになっております。

そういった中で、ちょっと考えてみたんですけれども、400万円の所得があつて、3分の2以下に減少していくところを収入ベースに一度置きかえてみました。そういった中で、まず所得で3分の2といいますと、400万から267万円までの人が今質問で言われている方が該当してくるのかなあと判断をいたしておるわけなんですけれども、これを収入ベースに置き直しますと、ほかの要件というのは一切加味をしないという中で単純計算で持ってきますと、収入としては400万が567万円に相当してくるだろう。さらには、267万円については401万円ほどに相当してくるだろうということをお想定がされます。

そこで考えとして一つ思ったのは、生活保護基準の1.3倍以下がこの収入基準というところにはまってくるかと思うんですけれども、そういった場合に、当然家庭の状況とかいろんなケースが考えられると思うんですけれども、一般の通常の中で、今言った五百何万から四百云々、この部分というところが生活保護基準の世帯の1.3倍以下というのは、通常の中では、ひょっとして想定される場合も出てくるだろうということも考えられないことはないかとは思いますが、現状の中では非常に起こり得ないだろうという判断を持っております。そして、江南市の方にも一度お尋ねをさせていただきました。江南市においては、そういった中での該当が2件あったということは聞いておりますけれども、こういった中でとらえさせていただきますと、現在、町として行っている減免制度で十分かという判断を持っております。

(1番議員挙手)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 私はこれで十分かというふうには言えないと思います。なぜかという、所得が減少しないことには減免基準には当たらないということなんです。そうでしょう、今の大口町の減免基準は。もともと生活保護基準を減免の基準の中に入れよということはどういうことかという、所得が減るという理由じゃなくて、もともと所得が低いという理由で減免基準を入れよということなんです。それによって救われる人も出てくるというのが私が今提案していることなんです。だから本質的に違うんですよ。町の方が今考えているのは、収入が減少したから減免するという物の考え方、私が今提案しているのは、もともと収入が低いからということで減免せよという物の考え方、この二つが私はあるというふうに思うんです。

例えば私の年齢、今48ですけれども、子供2人で小学生、中学生がおって、妻がおると。これで例えば生活保護を受けるとすると、保護費が大体十四、五万円ぐらい多分出るんじゃないかなあと思うんです。それで計算すると、それだけでもう年間にしたら250万ぐらいに多分なっちゃうと思うんですよね。もともとそういう人でも、お年寄りの人で単身だけで見ていくと、こんな減免はあり得んわという話になっていくわけですが、しかし、それまで働いてきて子育てをしているような世帯からすると、生活保護基準以下で暮らしておられる人というのは、私はその中で当然出てくると思うんです。だからそういう方々を救済していくということも、私は考えていかなきゃいけないということだと思えます。保険税を払うことによって生活保護基準以下になるといかんもんだから、1.3倍にする。何で0.3倍上乘せしてあるのかというのはそういうことだと思えますよね。1倍ではいかんもんだから。

だから、そういう物の考え方が、私は国民健康保険税の減免制度の中に必要なんだということなんです。そういう意味で、いま一度研究してほしいなあというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 特別な収入の減ということではなく、恒久的な中でのとらえ方という視点ということで、再度お話がございましたけれども、そういった視点の中でとらえてまいりますと、ちょっと今この場ですぐ整理ができないんですけれども、ただ、低所得者に対する減免じゃなくて軽減制度はございます。そういった中でとらえてまいりますと、先ほど言われました生活保護世帯ですと夫婦2人の子供2人、12歳から18歳までのお子さんを持つ家庭で考えていきますと、確かに月17万ぐらいの金額になってきて、まさに二百何万という金額にはなってくるかと思えますけれども、そういった家庭状況で国民健康保険の所得という出し方をしていきますと、軽減措置の中で所得33万以下、さらには5割軽減、2割軽減、そういった中で1人ふえることによって33万円プラスされるもの、25万4,000円プラスされてくる、そういった計算の中でやっていきますと、まさに今言った、4人家族で2割軽減といえますと208万円という数字が出てまいります。そういった部分で、私としては試算したわけでも何でもないんですけれども、そういった中へ、それぞれが軽減措置としてはまってくるというところにとらえれば、あえて1.3倍というところを確かに減免という方で考えれば、そういった考えも成り立つであろうかと思えますけれども、まずは軽減をかけていくというところを考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 軽減で考えるということになると、均等割だとか、平等割、これの軽減に私はなっていくんだろうというふうに思うんですね。ここで出てくるのは所得割だとか資産割、こういうものについても軽減してほしい。それが一番大きな理由です。

大口町だけで見るといかんですよ。大口町だけで見ると、所得割しか軽減していないわけですから。ほかの自治体を見てください、資産割も全部ですよ。大口町だけです、これ。ですから均等割、平等割だけの軽減を私は求めているわけじゃなくて、次のところにも出てくるわけなんですけれども、所得割と資産割と両方を減免する、そういう規定が大口町にはないんですよ、これを見ていただくとわかるように。

ですから、今、部長さんが言われるような効果は、所得割だけ見ていくと出てこない可能性はあるんです。ところが資産割を考慮するとそういう効果が出てくるんですよ。それはそうでしょう、今まで大口町では資産割を軽減していないんですから。ですからそういう意味では、これはやっぱり生活保護基準の1.3倍という物の考え方も、なぜよその江南市や犬山市が持つのか。そこら辺のところは、そういった違いを御認識いただくとよくわかるんじゃないかなあというふうに私は思うんです。

2番目のところにもありますけれども、所得割と資産割、両方を減免する規定がないんだと、大口町には。だから、そこがよその市町とも違う。だから、そこも足並みをそろえてほしい、まずね。そうすれば今の生活保護基準の1.3倍というものが、どう生きるのかというのがまた違った見方で出てくるんです、これは。だから、そういうふうにぜひ考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 2番目も含めた形の質問ということによろしいでしょうか。

まず、所得割だけという部分で二つ目の質問で受けておりますけれども、そのことに対する考え方といたしましては、まず減免の要件が所得の減少である場合には、その減免対象を現在所得割に限っております。長期療養や災害などが減免の要件となる場合は、資産割も含め減免の対象としております。資産割については、保険税の課税額に資産割をなくしている市もあり、後期高齢者医療制度でも資産割は採用されておられません。今後、後期高齢者医療制度の廃止に伴い、国民健康保険へ75歳以上の方が戻ってきた場合、後期高齢者医療制度では資産割がないため、税額がふえる方が出てくるとおられます。

資産割については、後期高齢者医療制度の動向を踏まえ、国民健康保険税のあり方などを考える中で、廃止について検討したいと考えております。そういった中で、先ほど申されました資産割が入っていないから生活保護というふうに考えてほしいということでございますけれども、まずこの資産割というものは、国民健康保険の賦課の中でこういった意味を持っているかというところで考えますと、まず資産割というのは、資産があるからその資産によって負担できる能力を持っているというところで、大口町としては、私としてもそういう形でとらえます。そういった中で考えますと、今言った生活保護の中でとらえてまいりますと、資産というものはやはり資産としてみなしていきます。ですので、それを今一緒にという中でとらえるというのは、これはこれで無理があるのではないかという考えを持っております。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 生活保護基準の中でも、要するに評価額ですか。幾らでしたかね。500万でしたか、1,000万でしたかちょっと忘れたけれども、その80%までは貸し付けもやりますよと。その貸し付けをやって、それでその人がお亡くなりになったら、要するに相続人には放棄してもらって、売り払って、それを清算しちゃいますよというようなこともケースワーカーの人に伺うと、そういう話も聞くんですけれども、しかし、それは一定の評価額以下だとそういうものの対象にもならんそうですね。だから、やはりそこら辺のところも考慮すれば、私は生活保護基準からすれば、その中に資産割を減免するということは別になににも無理ではない、

そういうことも私は言えるんじゃないかなあと思うんです。全部売り飛ばせとは言っていないんですから、生活保護基準でも。そうでしょう。現実の話そうなんですよ。だから、そこはそれを一緒に絡めて、全部売り飛ばせということではないわけですので、例えば資産があるから払う能力があるんだというお話だったんだけど、しかし、住んでおるだけだったら、別に資産があるからといって住む土地や家があるだけだから、そんなら資産で払えるかと言ったら払えるわけじゃないじゃないですか。だから現実には、生活保護をかけてもとりあえず売のようなことはやせんのですよ。やったら今度は家賃を払わないかんわけですからね。だからそんな間尺に合わんことはやらんわけです、現実は。ですからそういう意味でも、現に生活保護基準に照らしてどうなのかということ、生活実態に照らし合わせて保険税も掛けていく。そういう方向が私はよりベターなんじゃないかなあというふうに思うんです。

ですから、3番目にも上げておきましたけど、江南市では、前年の所得基準でゼロ円の場合は、均等割、平等割の減免も現実には実施されている、こういう自治体もあります。

それから、一宮市では18歳未満の子供さん、この方については均等割を3割軽減してみえるんですね。そういうことも今現実に行われております。これは子育て支援の一環でしょうね。そういったまた新しい減免のあり方も3番、4番に関連してくるわけですけども、そういったことが現実には行われているわけです。

ですから、そういったところに大口町も力を入れるべきだと思うんです。滞納整理、滞納整理と言いますが、そこで滞納している人をぼっかけておるだけではなかなか解決していかない問題だと思うんです。実際に本当に滞納しておる人たちの生活は一体どういう生活なのかということ、やっぱりしっかりつかんでいただくということが大切だというふうに思うし、そういう中で、生活保護基準以下でも生活保護を受けずに、国民健康保険を払っていらっしゃる人も僕はたくさんおると思うんですよ。そういう人たちに報いるような国民健康保険制度にすべきだというふうに私は思うんです。そういう意味でどうなんでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 今一宮市等、そういった例を挙げて出ておりますので、質問内容としては3番、4番両方にというところであろうかと思っておりますけれども、まずは江南市の方に少し確認をさせていただきました。そういった中で、江南市につきましては、先ほど申し上げました軽減制度ですね、法定軽減の基準が6割、4割という中で運営をしておられるそうですけれども、こういった場合に、所得がゼロ円の場合10%の減免というのは6割しかできていないという中で、プラス10%、1割ですね、7割を軽減していくということで、こういった制度を設けておるといってお話を聞いております。

大口町につきましては、幸いに所得の低い世帯へは均等割、平等割の7割、5割、2割の軽

減措置をいたしておりますので、世帯所得が33万円以下の場合には最初から7割の軽減が受けられております。このことは大口町の場合は幅広い層の中への対応ができております。

そして、4番目の子育て支援でございますけれども、一宮市では3割軽減を18歳以下で設けているということでございますけれども、国保の分野でもそういった子育て支援にというところでとらえてまいりますと、これはどこの自治体でも行っておりますけれども、医療保険、そういった部分では同じようにしていただいております。

そういった中で、大口町といたしましては、中学校卒業までの窓口負担をすべて軽減、全額助成していくと行っておりますので、現状のところは、特に国民健康保険としての子供に関する施策を考えていくというところは考えていないのが現状でございます。

(1番議員挙手)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 国保税の中でも考えていただきたいということなんです、私がここで言いたいのは。国保税の中ではなかなか考えつかないみたいですので、ぜひそういう前例も近隣にあるわけですので、ぜひそういったこともお考えをいただきたいというふうに思います。

それから県の補助金ですけれども、これを増額を要求すべきではないかという私の尋ねでありますけれども、これについては、私も国民健康保険の運営協議会の委員というということでいろいろ資料も実はいただいて、そういった中でびっくりしたということなんですけれども、いろいろ法に基づいた交付金というものが県から2種類来ているわけですね。それとは別に県の補助金というのが一つあるわけですけれども、私もこの運営協議会のところで質問をしたら、今年度については55万7,000円でしたか、その前は70万ちょっとぐらいたしか来ていたというふうに記憶しているわけですけれども、これは年によってこんなに変わるもんだから、これはおかしいなあとあって、本来これ計算をしたら、一体幾らもらえることになるんだと聞いたら、その場では御返答はなかったんですけれども、後で聞いてみると、計算上は450万円になるんだというようなお話でした。何で減額されるのかというのは、それは県の方に予算がないからということだろうと思いますけれども、そういった補助制度をつくっておきながら、請求した金額がもらえないというのは、私はこれはおかしいというふうに思います。そういう意味でも、今度委員会の方でも県の補助金を増額するよという意見書を提出するということも決まりましたけれども、これはやっぱり町としても、県の補助金をきちっと増額してもらおうと。本来の金額を県にも払ってもらおうと、そういう申し入れといいますか、そうしたことが私は必要じゃないかなあというふうに思うんですが、いかがですか。

議長(酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 議員の御質問にもありますように、算定の基準となる額は平成

20年度が450万6,000円、平成21年度が450万3,000円でほとんど同じような額でございますが、補助金の額は20年度が79万9,000円、21年度は55万7,000円と24万2,000円減額をされております。

その減額の理由としましては、算定基準額に掛けられる「別に定める率」があります。これが約0.22から0.15に減少していることが原因です。この「別に定める率」は、福祉医療費支給対象者となる被保険者に対して、負担した療養の給付等に係る保険者負担分などを県に提出し、それをもとに計算され算出をされています。

県の国民健康保険事業費補助金交付要綱には、市町村及び県内に事務所を有する国民健康保険組合が行う事業について、健全な財政を維持し、円滑な運営が図られるよう予算の範囲内において当該保険者に交付するものとしとあり、「別に定める率」は、この予算の範囲内で補助対象市町村に均等に行き渡るよう算出された数字であります。また、算定の基準となる額は、すべて県に対して請求できる額ではなく、あくまで補助金を算定するための基準額だと認識をしております。

しかしながら、平成20年に子ども医療が拡大されて以降、福祉医療費への県の補助金は年々増加をしております。県の財政状況が厳しい中で、県補助金の減額が約束違反とまでは言いがたいと思っておりますが、減額されることにより、大口町の国保財政に負担がかかることから、機会あるごとに県に予算の確保を要望してまいりたいと考えております。

(1 番議員挙手)

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） 町長さんはどう思われますか。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） それぞれ大変厳しい中での財政運営をしているわけですが、今も健康福祉部長がお答えをしましたように、私どもとしましても国保財政を維持していく中で、県に対してはそれなりの機会をとらえて要望をしていくべきかなというふうに思います。

(1 番議員挙手)

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） 町長を先頭に、やはり予算の範囲内で払うということは、予算がなければ払わんということですので、本当にさじがげんの補助金になっていると、事実上そういう補助金なんです。私どもの調査では、20年ぐらい前までは22億円ぐらいあったものが、今10分の1以下になっているわけですね、この部分の補助金そのものが。だから、どんどん減らしていけばいくほど予算を減らしていけば、町村にばらまくのは少なくなりますよと、ただそれだけのことになってしまっている。これは本当に非常に最悪の事態だなあというふうに思うんです。

だから全体の予算をふやしていただければ、逆に言うとふえますよということですので、だから全体の予算をふやすように働きかけていただかないと、この部分はいけないんじゃないかなあというふうに思います。ぜひ町長もそういった御答弁がありましたので、頑張ってくださいというふうに思います。

それから次の問題ですけれども、国保に傷病手当制度は必要だというふうに私は思うんですけれども、傷病手当制度は制度にそぐわないという答弁、これは聞きたくないわけですけれども、私は傷病手当制度は国保に必要なと思うんですけれども、町は傷病手当制度は必要ないというふうに思っているのか、どうなのか。そのことだけ、まず聞かせてください。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） イエスかノーかということでございますけれども、必要がないと言い切ることはできないという判断は持っております。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） だから必要じゃないということは言えないですよ、現実の話ね。私はそう思うんですよ。だから、そこがまずそういう認識に立っていただかないと、これをどうつくっていくのかというのはまた次の話なんですね。

ですから今までも、例えば人の給料だとかそういうものがはっきり確定しないのに、じゃあどうやって傷病手当金を支払うんだというような説明も今までもあったんですよ。それは要するに次の段階、だから必要だということの前提に立ったら、その次の段階としてその部分をじゃあどうやってつくっていくのかということを考えていかなくちゃいけない問題だというふうに私は思うんです。

前の議会のときは、副町長も一生懸命答えとったような記憶があるもので、どうしてもそっちの方へ向いちゃうんですけれども、私の言いたいのはそういうことなんです。だから福祉部長さんも今までと違ってよく思い切って、今までの答弁からすれば、私は本当に思い切って、必要じゃないとは言えないというふうによく答弁していただけたと思って、心の中で本当に拍手をしておるところなんです、そういう意味では。本当に私も当然だというふうに思うんです、気持ちはね、担当のところからすれば。ですから、そういう意味では、必要じゃないとは言えないということであるのならば、次の段階として、じゃあそこをこれからどうやってつくっていくのかということぜひこれから考えていただきたい。

従来の社会保険にある傷病手当の支給の方法が国保に合わないことは私だってわかっていますよ、それは。当然。今まで自治体が行っている国民健康保険制度の中で、傷病手当を支給している自治体は一つもないんですから。もしこれが始まったら、本当に名古屋の河村市長じゃ

ないけど日本初ですよ。この制度をもし自治体が傷病手当制度をやるということになったら。そういう意味では前例がないんですよ、これは。だから前例がないもんだから、つくっていかなくちゃいけないんですよ。それは職員の皆さん方の知恵を絞りながら、じゃあ本当にどうやってつくっていったらいいのかということをお前は検討していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） こういった傷病手当について、私も少し調べさせていただきました。そういった中で、全国でもこういった一般質問というのはいろんなところでやはり出されております。

たまたまとある市でございますけれども、その市の見解というものは、確かに必要である。けれども、国民健康保険、特に市町村国保というとらえ方、そういった視点から見る傷病手当、一般に言う憲法から見る傷病手当、そういったものを考えていく中では、非常に国民健康保険の現状を考えれば、厳しい条件であるというような市長さんの御回答が掲載されておったのを読んだわけですが、ただ、私どもとしましては、そういった考え方というものよりも、まず市町村国保というものがどういった方で構成されているか、そういった部分を大きく考え、そしてそういった人たちの本来の医療なり、そういった部分への給付、そういった部分を確実に確保していく、まずはそれが第一の我々の責務ではないかというふうに思っておりますので、いろいろ考えとかそういうことは全く考えないわけではなく、勉強はそれなりに少しずつかもしれませんけれどもしております。

ところが考えれば考えるほど、本当にこういった市町村国保が抱える問題、特に構成、さらには高齢社会、まさにこういった部分を考えてまいりますと、どんな考え方ができるのかなあというのは、今思う中ではそれが一番大きな課題かなあと思っております。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1 番（吉田 正君） 国民健康保険制度が要するに始まって、大口町は多分昭和36年から国民健康保険制度が始まっておると思うんですね。ですからことしで49年目ですわ。法律は昭和34年に多分できておると思いますので、法律そのものは多分51年を迎え、要するに半世紀を超えるような長さなんですね。これは私が生まれた歴史とほとんど一緒ですから、そういうのがつつと頭に実は入っていくんですけども、私は昭和36年生まれだもんですからね。いろんなものが昭和36年に始まっておるんです、国民年金もそうですしね。だから、そういう意味では年金制度では私の年が一番損をこく、そういう年でも実はあるんですけども、それだけの長い歴史がある中で、今まで傷病手当制度についてはどこの自治体も考えてこられなかった。

そういう実は歴史もあるんです。

それは、もともとはどうだったかといったら、多分国民健康保険に入る人というのは自営ですね、ほとんどの人が。これまで考えられてきたものは。大口町でいえば農業をやってみえる、そういう多くの人たちが入ってこられた。だから、本当に家族で生計を支え合うような形があったわけですので、そういう意味では傷病手当制度もそんなに考えなくてもよかったんだというふうに思うんですね。おじいさんが病気になっても、働けなくなっても息子さんが今度は跡をとって一生懸命百姓をやればいいわというようなことで。だけど、時代はそういう時代からいつか変わってきまして、今勤めに出ておっても社会保険のない勤め先というのは幾らでもあるわけですね。だから、そういうところでお勤めの人というのは、国保に入らざるを得んわけですけども、じゃあそういう人たちが本当に病気になった場合、じゃあどうなるのかということですね。家族で家計を支えるということも、本当に今不況の中で困難な時代になってきましたよね。

きょうはリーマンショックの日だそうですね、ちょうど今から2年前がリーマンというところが倒産して破綻したんだとラジオで盛んに言いよったわけですけども、ちょうど2年前なんですけれども、より一層そういったことと言えば、困難な時代が今の時代であろうというふうに思うんです。

だからそういう意味では、やっぱり今傷病手当制度を考えざるを得ない、国保でもね。そういう時代が実は来ているんじゃないかなあというふうに思います。ぜひ傷病手当制度についても、これから皆さん方と私も一緒に考えていきたいなというふうに思いますけれども、国民健康保険組合、要するに自治体が行っていない食品だとか、建設だとか、医師だとか、医師もそうですね、医師国保ってあるんですね。そういうところでは傷病手当制度というのがあるわけですので、そういったところがすぐに参考になるのかどうなのかということはまた別の問題ですけども、しかし、一定の生活保障を健康保険でもしていかにざるを得ない、そういう時代になってきているわけですので、ぜひ一緒に検討していきたいというふうに思います。

生活保護を受ければいいがやと言うんだけど、生活保護というのはやっぱり一番最後の受けとめるネットだというふうに思うんですね。だからそれ以前の生活を支えるような方策をやっぱり僕は国保にも持つべきだというふうに思います。ぜひそういったことも検討していただきたい。あわせて国保の減免規定にも生活保護基準を盛り込んでいただきたい、この二つについてはこれからも大いに要求をしていきたいというふうに思いますので、また御検討をいただきたいというふうに思います。

次の問題ですけども、高齢者の医療費も軽減せよ。

よく言われるんですよ。吉田さん、あんたは子供の医療費のことばかり言っておるもんだ

で、子供の医療費は中学校卒業するまで、大口町もここら辺の近隣も無料になったけど、高齢者のことを忘れておらんかというふうに言われるわけですけども、そういったこともあるんですけど、以前は70歳を過ぎると医療費は無料だった、そういう時代がありましたよね。愛知県はマル老と言って68歳、69歳もげたを履かせて、上乘せして受給者証もつくって、そういう中で68歳以上の人の医療費は無料だった、そういう時代が実はあったんですね。もう今から何年前ですかね、20年以上になっちゃうんですね、これもね。そういうよき時代もあったわけですけども、今70過ぎて3割負担の人というのは、普通は1割負担なんですけれども、3割負担の人というのは今一体どのくらいおるんでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 現役並み所得があることから、70歳を過ぎても医療機関等での窓口負担が3割である方の人数につきましては、平成22年7月末現在で、国民健康保険加入者の70歳以上75歳未満742人のうち104人、約14%となっております。また、後期高齢者医療保険加入者では1,777人のうち203人、約11.4%の方が3割負担となっております。

なお、現役並みの所得がある人とは、国民健康保険については、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者がいる人に当たります。ただし、申請によりその世帯に加入者が2人以上いる場合は収入金額が520万円未満、1人の場合は383万円未満であるときは1割の負担になります。以上です。

（1番議員挙手）

議長（酒井久和君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） だから3割負担の通知が来たとしても、一度申請をしてもらおうとまた1割負担になる人も実は出てくるという物すごい難しい話なんだわね。これを今聞いて、つつーっとわかった人、一遍手を挙げてもらおうといいんですけど、わかった人はいますかねえ。多分わからんと思いますよ、これ。ましてやそういう方々に対して、この説明がわかる人がおたら本当によっぽど賢い人だわと私は思うわけですけども、それでも今の70歳から74歳でも14%の人が3割負担。ある方ですけども、私、今町政アンケートというのを議員団でやっておるわけですけども、それを見ても3割負担になって大変だと言っておられる人も何人かお見えになるんです。

そういう意味では、私はそれだけのたくさんのお人もおるんですけども、それ以外の人は今のところは1割負担ですか。本来は2割負担になるんじゃないですか、ちょっとそこら辺をもうちょっと説明いただけますかね。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） そうですね、本来は2割負担でございますけれども、今回平成

23年3月末までという中で動いております。来年の3月末までですね、1割という形の中で延びておりますので、現状はそういう形になっております。

(1番議員挙手)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) ですから、今1割負担だでいいわと思ってうかうかしておると、来年はまた国の予算が足らんでという話になると、へたすると1割負担の人も2割負担、2割負担で簡単に言うけど要するに倍になるわけですからね。これは大変なことですよ、これ。14%の人が3割負担なわけですから、残りの86%の人が一気に医療費が2倍に値上がりする、そういうおそれがあるというのが今の現状じゃないでしょうか。

そういう意味では、私はこうした高齢者の医療費そのものを軽減する必要があるというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長(酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 高齢者の医療費を軽減ということでございますけれども、実際市町村国民健康保険、そういったものの中でとらえてまいりますと、まずは税について考えれば当然皆さんが持つ負担、そういったものの中で、皆さんが同じような今度はサービス給付を受けていくという大前提がございます。そういったバランスを考えていく中で、現在2割のものを1割に軽減しているというところもございますけれども、やはり全体をとらえる中でいけば、先ほども申し上げましたように、ますます高齢者の数というのはふえていく中で、軽減という新たな施策というよりも私たちがまず考えなければいけないのは、なぜ医療費がこうしてふえていくか。そして、お医者さんにかかっていくか。そういった中で、今考えていかなければいけない、また現実に課題として我々がとらえておるものというのは、本当にそういった部分を予防していくといったところに、私どもは力を入れていかなければいけないと現在は思っております。

(1番議員挙手)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 予防に力を入れるというのは当然のことですけれども、しかし年を重ねて予防を重ねても、医者に行かんという人は僕はなかなかおらんと思うんですよ、現実な話。どうしても医者に行かんらんことになっていくんです。

私の父親も77歳になりましたけど、おとしまではわしは1回も医者に行っておらんと言っていましたけど、去年とうとう医者に行きましたわ、76のときに。やっぱり医者に行かんらんような羽目になったねとそう言ったら、やっぱりそうになっていくわなあと言っていましたけど、現実はそのようなことじゃないかなあというふうに思うんですね。

だからそういう中で、これが本当に1割負担でも3割負担でもそうなんですけれども、非常に重いと、その負担そのものがね。年金だけで医療費等々を払っていくことは本当に困難なんだと。だから以前は無料だったわけですよ。無料にしていたんですよ、年金も少ないし。年金ががばーっとふえていけばいいですよ。今は、がばーっとふえるどころか、だんだん毎年減ってきてよというのが実態じゃないですか。後期高齢者医療の保険料は上がるし、介護保険料も取られるようになっていたりして、みんな年金から天引きしていっちゃう。年金の金額そのものも微減しておるんですけれども、それになおかつそういった新たな負担がどんどんくっついていっちゃって、現実には以前医療費が無料だったころの人たちと比べても、今の人たちの方がたくさん負担している、これが現実なんじゃないですか。

だからたくさん負担させられておって、何でまたお医者さんに行ったときに医療費をたくさん払わないのかということ、高齢者の皆さん方からそういった怒りの声が私のところにもたくさん来ておるんだけど、それは当然だと思うんですよ。そういう声に僕は行政としてもこたえるべきじゃないかなあというふうに思うんです。例えば70歳でいかんとするなら、75歳以上の人を医療費無料にするにはどうしたらいいかなあということをおもちょっと考えてみたんです。

これは、保健センターが保健活動のまとめというのを毎年出しておってくれるんです。すごいですね、これ本当に。私も時々見させてもらってますけれども、これの3ページに75歳以上の比率というのがあるんです。昭和50年はどうだったかというと、75歳以上の方は、大口町の昭和50年の人口は1万5,894人だったそうですけれども、そのときの75歳以上の方は1.9%、308人だったそうです。今はどうかというと、人口は2万2,139人、これは21年の10月1日現在ですけれども、それで75歳以上の方はどのくらいおるかということ、1,605人だそうです。308人が1,605人になったわけですから、要するに人数だけで見ると一挙に5倍以上、75歳以上の人たちがふえておると。人口に対する割合も7.2%ということになっています。この実態を見ても相当なふえ方をしているわけです。

ところが、この75歳以上の方の医療費を実質的に無料にしている、そういう自治体が二つあるわけなんですけれども、それを答えよと言ったって、私が答えをおきますけれども、実は東京都の日の出町というところと、石川県の川北町というところ。この二つの町で、これは両方とも町なんです。市ではこんなことをやっておることはないんですね。

日の出町というところは今年の4月からやっておるんですね。石川県の川北町というところはことしの1月から実施しているんですけれども、たまたま数字がすごくいいんですけれども、日の出町というところの75歳以上の人口は実は1,630人だそうです。大口町が今1,605人ですからほとんど変わらないですね、これは。

予算も75歳以上の人の医療費を後から返す償還払いという形をとってみえるんですね、日の出町というところは。それから高額医療で超えた分については対象にしないということですね。要するに後期高齢者医療の方から高額医療の自己負担を超えた分については、高額医療の方で払ってもらうもんだから対象にしない。だから国保で言うと基準だと8万100円か、そのくらいですよ。それを超えると健康保険の方が払うもんだから、その自己負担の分までについての助成を日の出町というのは行っているわけですね。75歳以上の人を対象にしていますけれども、この予算が1,600人で7,650万円。これが平成22年度の日の出町の一般会計主要事業一覧というのがインターネットを見たら出てきたもんで、これを見たらちょうど書いてあるがやと思って、それで1,600人分の医療費の助成費が一体幾らになるのかということで見ると、7,650万円。大体1人当たりになると5万円ちょっと切れるくらいですね。それくらいで医療費の助成制度が行われている。そういう自治体も実はあるということも紹介をしておきますけれども、だから現に去年からやっている自治体があるわけですので、それくらいの予算を確保すれば、大口町でも同じような形で、例えば75歳以上の人の医療費を無料にすることも可能じゃないかというふうに思うんですけれども、そういったことを検討してもらえないですかね。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 通告に従って、まずはお答えをさせていただきますけれども、昭和48年1月高齢者の医療を確保するため、医療費の自己負担分を公費で賄う老人医療費支給制度（無料化制度）が導入されました。70歳以上の国民健康保険被保険者と被用者保険被扶養者のうち基準を下回る所得の方を対象に、医療保険の自己負担金を無料として、その費用を国・都道府県・市町村が4対1対1の割合で公費負担し、昭和58年1月まで実施されました。

老人医療費が年々急激な増加を続け、医療保険の各制度間における老人医療費の負担に著しい不均衡があるなど問題が指摘されたことから、昭和58年2月に老人保健法が制定され、患者の一部負担金を導入した老人保健制度が施行されました。

その後、医療保険制度を取り巻く状況は、人口の高齢化の進展や疾病構造の変化、医療サービスに対する住民のニーズの多様化、高度化など大きく変化してきました。こうした中で、医療保険制度においては、疾病・負傷に伴い発生する経済的不安の解消という基本的な役割を維持しつつ、必要な医療の確保とサービスの質の向上という課題にこたえていくため、保険料、税または患者の自己負担にその財源を求めていかなければなりませんでした。

人口の高齢化の進展等に伴い、将来さらに医療費等の増加が避けられない中で、老人保健の医療の給付の7割を国民健康保険、社会保険等からの拠出金が賄っていたことから、これらの保険財政も圧迫されてきました。また、この世代間扶助を行うために、上乘せされた保険料を意図せずに負担していることや、社会保険としての負担と受益の関係が不明確になり、医療保

険制度及び老人保健制度に対する不信感が高まってまいりました。さらには、国民健康保険は加入者数に応じた保険税が算定されており、全員が負担していることになっていることに対し、社会保険等では被扶養者の負担がないといった不公平さも指摘されていました。

こうしたことから、広域化により地域の保険料等の格差をなくし、公平でわかりやすくするとともに、現役世代と高齢者世代の世代間の負担を明確化した持続可能な制度として後期高齢者医療が創設されました。

したがって、以前の制度のように医療費の自己負担分をなくすことは不可能であると判断されますし、保険料から前期高齢者支援金、後期高齢者支援金として高齢者の医療費を負担している現役世代から理解が得られないと考えております。また、国民皆保険を守る観点から、70歳以上の高齢者の方にも、その能力に応じた適切な負担を求めべきだと考えております。

(1 番議員挙手)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 私は高齢者の医療費を軽減するということは、現役世代の人からも私は歓迎されることだと思うんです。と言うのは、ひいてはだれでも年を食うんですよ、若いままずっとおれるような人はだれもおれせんわけですね、本当に。私もこれで16年ここでしゃべらせてもらいますけど、その間に皆さん方の先輩はどんどん退職をされて、顔ぶれが変わっていくわけですけども、いつもずっと16年間同じ顔ぶれかといったらそんなことはないじゃないですか、現実な話。いつかみんな年をとっていくんですよ。私が一番最初にここでお会いした人は多分そのとき60歳だった人だったら、今ごろ76ですよ、そうじゃないですか。だったらもう後期高齢者になっていますよ、その人は、そうでしょう。

だから、僕は高齢者の医療費を軽減することは、何で世代間でそんなけんかになるようなことを言われるのか私は全然わからない。むしろそれは、将来自分たちが頑張って働けば、医療費もただになって、生活が楽になる。そういう将来への展望そのものが持てる世の中なのかどうなのかということが、今問われておるんじゃないかなあというふうに思うんです。そこで無理やり世代間でけんかさせるような議論を、どこの文章から引っ張ってくるか知らんけれども、そういうことを言っただけかと思っただけですよ、僕は。むしろけんかさせちゃいかん、世代間で。世代間で仲よくいかんと。じゃないですか、私はそう思うんですよ。負担せんならんところはそれは負担せんならん、しょうがないかもしれんけど、年金しかない人で、年金もたくさんいっぱいもらっておる人ばっかなら、別に何もこんなこと僕は問題にせえへんのだけれども、現実にはそうじゃないじゃないですか。だからみんな医療費を払うのに本当に四苦八苦で困って見える人がいっぱいおるわけなんです。

だからそういう意味で、私はせめて75歳以上の人で考えると、じゃあどうなるのかなあとい

うことで調べてみたらこういうのが出てきたんです、日の出町というところが。それから川北町というところが出てきた。日の出町というところは、お年寄りに優しい福祉基本条例というのをつくってみえるんです。その中に今の日の出町の後期高齢者医療に関する条例、そういうものも実は入ってますし、日の出町の高齢者の医療の助成に関する条例なんかも枝葉をつけて入っているんです。だからこういう福祉の基本条例をつくるだけじゃなくて、じゃあ基本条例ができたなら、それにまた枝葉をつけていくということを一生懸命やっておられるということが、私もこれを見てわかったわけです。単に75歳以上の人の医療費を助成しておるといっただけじゃなくて、高齢者の人の暮らしそのものを実際本当によく考えなされた上で、こういう基本条例をつくったり、その中で助成もしようかという話になったわけですね。

子育ての分野はもっとすごいですよ、ここは。子ども手当のほかに町内で利用できる商品券を子供1人について1万円ずつだったか配ってみえるんですよ、これ。だからそういう意味では高齢者だけじゃなくて、子育てにも非常に一生懸命やっておられるということが、私は見させてもらってわかったわけですが、ぜひそういう視点に立って、子供の医療費の助成だけでなく、私は高齢者の医療費の軽減もあわせて考えてほしい、これは少なくとも。そういうふうにごまかして置きます。これはまた後でもしよかったですら差し上げますので、一度検討してみるには私はいいんじゃないかなあというふうに思うんです。

川北町はまだ始めたばかりですので、大体高齢者1人当たりになると8万円ぐらいの予算をつけていたと思います。だけど日の出町については、もう2年目ですので、1人頭になるとそんな金額にはなっていないんですよ。これは割り返してもらおうと出てくると思いますのでわかると思いますが、ぜひ高齢者の医療費の軽減についても、できんじゃなくて、それから世代間で不公平が生じるだとか、そういう議論を持ち込まないでほしい。だれもそんなことで不公平だとかそんなことは思いませんよ。いつまでも若い人なんて絶対いないんですから。また赤ちゃんに戻る人もいませんからね。絶対年を食っていくんですから、人間は。だれしも平等です。それは町長だろうが私だろうがみんな一緒ですので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次ですけれども、義務教育。

義務教育を完全に無償化すべきじゃないかなあというふうに思います。これも憲法ですけれども、第26条の第2項ですね、ここに義務教育はこれを無償とするというふうに実は書かれているわけでありまして。しかし、実際には義務教育が無償で行うということになっているけれども、実態はそうになっていない。そのことについて、子供たちにどう教えるのか、現実の話として。財政が厳しいからとかそういうこと言って教えるのか。財政が厳しくても憲法でそのことがうたっているのであれば、私は憲法そのものが最大の守らなければならない規範だろうとい

うふうに思うんですね。規範というのか、それが当たり前の世の中になるのが当然のことであろうというふうには思うんですけども、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

議長（酒井久和君） 教育長。

教育長（長屋孝成君） 吉田議員さんの質問に答えさせていただきます。

現在の日本の教育についてですが、先ほど質問の中にありましたように、日本国憲法の第26条第2項に「普通教育を受けさせる義務を負い、義務教育は無償とする」と、そのように定められております。この義務教育無償につきましての訴訟に関しましてであります。昭和39年の最高裁の判決によりますと、同条の無償ということにつきましては、授業料の無償を意味しておいて、教科書、学用品、あるいはその他教育に必要ないろいろな一切の費用までも無償としなければならないというものではないというふうな判決でございます。そして、一番重要な教材であります教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律とか、あるいは義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によりまして、無償の支給ということになっております。

それから、これに関するようなこと法律で見えていきますと、教育基本法第3条でも教育の機会均等をうたっております。また、学校教育法第25条においても就学の援助を定めておまして、経済的な理由等で就学困難な者に対しましても、就学の援助を講じなければならないと、そのように述べているわけでありまして、このようなことから、現在町では就学援助としまして学用品費、新入学の用品費、通学用の費用、あるいは修学旅行等の行事とか給食費などの援助を年間180名ほどの児童・生徒に対して行っているわけでございます。

義務教育に必要な費用につきましては、できるだけ保護者の負担を軽減するということが望ましいというふうには私自身も思っておりますが、本町では就学援助費のほかに、例えば教材の中でも副読本と呼ばれるものの無料配付とか、あるいは今年度から皆さんの御理解で御協力のできるようになりました給食費の半額助成などを行っている状況でございます。

義務教育の無償であるということをおきましては、直接児童・生徒にするわけではございませんけれども、例えば先ほどの法律的なことにおきます憲法の件とか、教育基本法ということにつきましては、中学校3年生の公民的な分野の授業の中で教えております。そして、保護者の方につきましても、新入学児童の保護者を対象としまして、教科書を配付するような機会に教科書は無償で配付しておりますので大事に使ってくださいと、そのような話をしているところであります。

また、教材費等について町が負担するもの、そして保護者の方に負担していただくものというのがあるわけでありまして、保護者の方に負担をしていただくことにつきましては、毎年度初めのPTAの総会などを通して、教材費等の年間納付計画でお知らせをしております。

また、就学援助等の件につきましては、学校経由で御案内をしております、申請書をいた

だいております。

本町におきましても、他の市町村と比較しまして、現時点では見劣りのないような援助を行っているのではないかなあというふうに思っております。以上です。

(1 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 私がこの質問をやると思い立ったのがやっぱり町政アンケートに取り組んで、続々と来るんですけども、その結果を見て思ったわけです。本当に義務教育は無償とするというふうに書いてあるわけですね、憲法に。それが現実にはその通りになっていない。そういう矛盾があるということも、親御さんたちも自分が受けてきた教育の中で、それは感じておられることなんだろうなというふうに私はとったわけです。

そういう意味では、最高裁の判例では全部無償にせんでもいいということなんですけれども、それはそうなのかもしれませんけれども、その判例はね。しかし、私は憲法をもっと素直に読んだ方がいいというふうに思うんですね。素直に読めば無償とすると書いてあるわけですので、無償にしないでいいということだと思えます。いろんな法律等々があるにしても、これは。だれもが本当に平等に教育が受けられるようにするには、特に義務教育を受けられるようにするには、これは無償にしないと、その保障がないというふうに多分に憲法をつくられた人もそういうふうに思われたんだと思うんですよ。だからわざわざそういうことを多分書かれたんじゃないかなあというふうに私は思います。

だからそういう意味では、今の教育長さんの御説明があったように、教材の中では副読本も町の予算でやっておる部分もあると、それは私も承知しています。それから、給食費が半額になって喜んでおられる人たちの声も聞いています。それはそれで聞いているわけですけども、そういったことの中で、やっぱり義務教育は無償にすべきじゃないかという声も多いということも事実なんですよ、そういうことをやっている中でも。だからやっぱりそういう意味では、教育長さんも今言われたように無償が原則だと、当たり前だということですけども、そこに近づけていく必要があるというふうに思うんですね。だからそのためにはじゃあどうしたらいいのかということ、また皆さん方と一緒に考えていかなきゃいけない、そういうことじゃないかなあというふうに思います。

今学年費ですけども、給食費は小学校、中学校は決まっておるわけですけども、学年費で大体年間どのぐらい集められておるのかそれだけ聞いて、私の質問を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 (酒井久和君) 生涯教育部長。

生涯教育部長 (三輪恒久君) 学年費でありますけれども、学校、学年によってそれぞればら

つきはあります。まず小学校では年間7,000円から1万2,000円程度、中学校においては1年生が3万5,000円程度、2年生、3年生が2万2,000円程度を月ごとの徴収になっております。

また、学年、学期ごとに精算を行いまして、保護者には書面をもって会計報告しております。余剰金につきましては次の学期に繰り越して徴収金額を調整しております。3学期では余剰金を給食費等の徴収の際に調整をし、余剰金が生じないような学年費の会計処理をしております。また、遠足として2,000円から3,000円程度、修学旅行の積み立てといたしまして小学校5年生では年2万5,000円程度、また、中学校においては1年生、2年生はそれぞれ2万5,000円程度となっております。

議長（酒井久和君） 教育長。

教育長（長屋孝成君） 今の答弁はその通りであります。一部ちょっと誤解を招くところがあるかもしれませんので、最初のところの集金、毎月何万円と集めているわけではなくて、必要な額を月ごとに徴収ということで御理解ください。

1番（吉田 正君） 終わります。

どうもありがとうございました。

議長（酒井久和君） 会議の途中ですが、13時30分まで休憩といたします。

どうも御苦労さまでございました。

（午前 11時57分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

田 中 一 成 君

議長（酒井久和君） 続いて、田中一成議員。

2番（田中一成君） 通告に基づきまして質問させていただきます。

初めは、巡回バスについてであります。

同僚議員の吉田正議員からも述べられましたけれども、今、私ども町民アンケートというのをとっておりますけれども、その中で江南厚生病院に巡回バスをつなげてほしいと、こういう声がかかりありました。以前からこういう声があることは当局も御承知でありますけれども、どのようにまず受けとめておられるか、お聞きをしたいと思います。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 巡回バスについて御質問いただきました。

まず、本町におきましては、住民、来訪者の町内の移動、鉄道駅への足を確保するというこ

とを第一義にこの事業に取り組んでおります。江南厚生病院までのコミュニティーバスの延伸につきましては、町の区域を越えた運行区域の拡大となるため、広域交通網の整備という観点から関係市町も含めた中で慎重に対処していく必要があると考えております。

(2 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 田中議員。

2 番 (田中一成君) 現在も江南駅まで大口町の巡回バスが延びておりまして、江南市内にも停留所を設けて、江南と協力・協同している側面がございます。今御答弁にありましたように、大口町外の区域にということでもありますので、江南市等々との協議が当然必要になるかというふうに思いますけれども、江南厚生病院まで、バス、そうした交通手段をつなげてほしいという声は扶桑町にもございます。それから、江南市の江南団地などでもそういう声が強くて、江南厚生病院までつなげてほしいという声にこたえて、署名運動なども江南団地等では行われているというふうに聞いております。そういう面でいいますと、大口町に隣接する、実際ではこの辺の一つの拠点病院である江南厚生病院までの交通の便を確保してほしいという声はかなり広範囲にわたっているわけでもありますので、ぜひ扶桑町さんや、あるいは江南市さんと、そうした点での協議の場を設けてはどうかあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長 (酒井久和君) 地域協働部長。

地域協働部長 (近藤定昭君) 先ほどもお話ししましたように、市の区域、あるいは町の区域を越えてバスを運行させる場合は、コミュニティーバスの課題ではなく、民間事業者が運行する鉄道やバス路線があればそれを活用し、接続を図るなど、広域的な問題であると考えております。

この尾北地域では、大口町と犬山、江南、小牧、岩倉、扶桑で尾北地区広域交通網対策連絡協議会を組織し、公共交通の整備促進に向けた協議を行っております。

現在、名鉄により、江南駅経由で布袋駅から江南厚生病院を結ぶバスが運行されておりますが、本町からはさらに柏森駅と病院を接続できるよう連絡協議会に提案し、4市2町として路線の延伸を要望しております。

今後は、広域的な公共交通につきましては、本連絡協議会を通じて路線の確保等図ってまいりたいと考えております。

(2 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 田中議員。

2 番 (田中一成君) よろしく御協議のほどをお願いしたいと思います。

ちなみに、大口町巡回バスを担っていただいているあおい交通さんですけれども、この周辺の自治体を幾つか受託をして巡回バス等を運行されているということでもありますけれども、あ

おい交通さんがそうしたことで展開している自治体というのは、隣接でどんなところがあるんでしょうか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 全体ではちょっと把握しておりませんが、犬山市、それから小牧市、豊山町といった近隣で、広域の交通コミュニティをやっておられます。

（２番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中議員。

２番（田中一成君） こうしたことで、名鉄バスなどが廃止、あるいは路線を縮小するということが補てんするというようなことで、あおい交通さんには大変活躍をしていただいております。大口町でも大変助かっているわけでありまして、こうした事業者、こうした隣接自治体を含めて、こうした事業を展開しているあおい交通さん等の知恵や力も私はかりていかならば、自治体間を結ぶ、少し広域的な、自治体間をまたぐ路線のさらなる充実ができるのかなあというふうに期待する思いもあるわけですが、そうした点については何か考えていることはあるでしょうか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 先ほど来お話ししております、大口町のコミュニティバスの最初の大きな目的というのが、先ほどの話でございましたように、名鉄バスの運休といいますが、休止といいますが、そういったことがございまして、住民の足がなくなったというようなことでこの事業を出発させたものでございます。その中の一つの考えとしては、パーク・アンド・ライドといいますが、いわゆる町民会館の駐車場を一つの駐車場として基幹バスの運行、あるいは北部、中部、南部を結ぶ、いわゆる基点を役場に持ってきまして、そういった中でスタートしたわけでございます。最初はそういうふうに大口町だけの中の、いわゆる対住民、先ほど一番最初にお話ししましたように、来訪者の足を確保するという目的であったと思います。それで、他の市町との関係でございまして、例えば江南市におかれましては、いこまいＣＡＲ制度をやっております。小牧は小牧市の方でのコミュニティバスをやっておられます。そういった中で、もし云々であれば先ほどお話ししましたような、いわゆるネットワークといいますが、各市町の境界を越えない中で、どこかにそういう接点を設けて、そういった接続をすることによってのネットワークづくりができればと思いますけれども、これとても運行の実態といいますが、それが各市町違うかと思えます。そんな中で、歩調がとれた中でいければいいなあと。

例えば、今お話がありますような江南厚生病院へ行くことにつきましても、大口町のコミュニティバスを使って、江南市の中については、いこまいＣＡＲ制度が利用できればというよ

うなことも可能かなあというふうには考えます。あくまでもこれは想定の話になりますけれども、そういった部分にネットワーク化ができれば、一つはそういった事業化ができるんじゃないかと思います。ただ、一業者だけですべてを賄うということはなかなか難しいのかなあと思っています。

それともう1個は、各自治体にも事情がございますので、そういった中でどう対応ができるかと、いろいろ課題はあるんじゃないかなあというふうには思います。

(2番議員挙手)

議長(酒井久和君) 田中議員。

2番(田中一成君) 江南市では、いこまいCARではやっぱり不便だということで、直通の江南厚生病院まで行けるような新たな交通手段の確保を求める声が強いということであります。例えば、江南団地と厚生病院と、江南の山尻や勝佐を通りながら、扶桑も通って大口町にもつながるといようなことも頭をめぐるわけですが、いずれにしても小さな町であります。町外に出たいという需要も江南厚生病院等については強いわけでありますので、引き続き広域交通網連絡協議会ですか、そうしたところ等を通じながら他の自治体との協議を促進していただくようお願いをしておきたいと思えます。

2番目は、精神障害者の医療費の助成の問題であります。

精神障害者は、身体障害者の一定の級以上の方ですと、すべての医療費についての助成対象ということになっているわけでありますけれども、精神障害者だけは、すべての医療費の助成ということに大口町はまだなっておりません。近隣の自治体では、次々とすべての医療費の助成ということに足を踏み出そうということになりつつありますけれども、その状況はどうでしょうか。

議長(酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、県内で平成22年4月1日現在の状況でございますが、精神障害者医療以外の全疾病について助成している市町村につきましては、57団体中29団体あります。前年度同期と比較しますと、1団体増加をしております。また、平成22年7月から新たに2団体が助成を開始し、現在31団体となっております。内訳といたしましては、精神保健福祉手帳1、2級所持者を対象に助成している団体が25団体、さらにそのうち6団体が入院のみの助成、1団体が通院のみの助成となっています。精神保健福祉手帳1級から3級所持者を対象に助成している団体が6団体で、全団体が入通院とも助成を行っております。また、個人負担分の助成の割合では、全額助成が25団体、そのうち1団体は入院が2分の1助成となっています。それから、2分の1助成が6団体となっております。以上です。

(2 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 田中議員。

2 番 (田中一成君) 最も隣接をする扶桑町さんも、来年度からすべての疾病を対象にして助成するという動きがあるようですけれども、それはどうでしょうか。

議長 (酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 扶桑町につきましては、時期がいつという情報は聞いておりませんが、今年度内に着手をしていきたいというような情報が入っております。

(2 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 田中議員。

2 番 (田中一成君) 今御答弁がありますように、扶桑町も間もなく全疾病対象に助成をするということに踏み切るといふふうに私も情報を得ているところであります。そういうことで、かなり多くの自治体が身体障害者と精神障害者の差別をなくして、すべての障害者に対して全疾病の医療費助成という方向に大きく流れているといふふうに受けとめなければなりません。財政状況は大変厳しい折ではありますが、こうした流れにおくれないように、大口町もそうしたことを積極的に取り入れていくべきではないかなあといふふうに思いますが、いかがですか。

議長 (酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 大口町の精神障害者医療制度は、入通院とも精神疾病に係る医療費のみが無料となっております。他の疾病は対象にしておりませんが、精神障害者医療受給者数につきましては、7 月末現在 203 人、その内訳は、精神保健福祉手帳 1 級が 1 人、2 級が 47 人、3 級が 13 人、その他自立支援受給者のみと診断書が 142 人です。

愛知県におきましては、厳しさを増す財政状況の中で精神障害者医療を含む福祉医療制度を持続可能なものにするために、その現状の把握と、福祉医療の将来推計が必要で、8 月から県内各地区を代表する 8 市と、県の担当で福祉医療実態調査検討会が開催されております。今後、県内の福祉医療の実態調査と分析を行った後、後期高齢者医療制度の廃止に伴う新たな医療保険制度の創設、障害者総合福祉法、仮称でございますが、国の制度改正が福祉医療制度に与える影響や問題点について検討し、平成 24 年度中に福祉医療制度の見直し作業を行う予定となっております。

3 月議会における吉田正議員の一般質問でもお答えいたしましたように、大口町は、現在実施しています特定健診や人間ドック等の受診結果をもとに戸籍保険課と健康生きがい課が連携して生活習慣病を中心とした疾病予防に力を入れております。

町といたしましても、厳しい財政状況の中で国の動向、県の実態調査結果並びに福祉医療制

度の見直し、さらには健診や医療者等データ分析をもとに今後の保健医療施策を検討するとともに、精神障害者医療を含めた福祉医療の適切な助成のあり方について判断していきたいと考えています。

(2 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 田中議員。

2 番 (田中一成君) 一番の問題は、身体障害者と精神障害者を差別化することはどうなのかという認識が私は大切だというふうに思うんですが、そこら辺の認識はどのようにお持ちなんですか。

議長 (酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 差別化するということにつきましては、まずそういった考えは持っておりません。そういった中でまず何が大切かというところを考えますと、現在、精神疾患のみについて、確かに県下一斉にすべて行っておるわけなんですけれども、この県下一斉に行っておる医療費助成につきましても、現状、その実態の中身を見ますと、本当に各市町まちまちでございます。そういった中で大口町は対象を自立支援受給者証、要は手帳 1、2 級所持者でなきゃだめですよとか、そういった制限を設けない形の中で大口町は広く認めております。そういう中で、今言われました差別をすとか、そういったことは考えておりません。

さらには、こういうことを申し上げるのは非常に自分の中では障害者に対する偏見というふうにとられることがあるかもしれませんが、確かに身体障害、知的障害、こういった障害を持たれる方については、ある意味障害が固定をしております。そして、この精神部分について考えてみますと、多くの方がまさに治療をするために、そして回復するために、通院なり、入院、そういった形での医療を受けてみえと考えておりますので、大口町が現在行っております精神疾患のみでとらえてまいりますと、大口町はほかの自治体より非常に手厚く助成を行っておる現状であると判断をいたしております。

(2 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 田中議員。

2 番 (田中一成君) 全疾病を対象にしないのが、何か大口町は自立支援何とかで、後でよく聞きますけど、そういうこともやっているから手厚いということですけども、精神障害の 1 級はもちろんですけれども、2 級程度の方、こう言っては申しわけないですけども、完治することが非常に難しい人たちです、2 級程度になりますと。もちろん、いろんな化学的ないろんな体内の要素がありまして、今、化学的にも解明されている部分がいろいろとあって、精神治療というのもただ単に心の問題だけではない、化学的な要素がいっぱいあるということがだんだん解明されてきまして、服薬している薬なども随分と改善をされて、昔のような副作用が

非常に少なくなって、昔の治療に比べると健康状態は非常によく保たれるような治療がされてくるようになりました。しかし、自分で思うようにコントロールできないのが精神障害でありまして、食生活、あるいはきちんと睡眠をとるだとか、適度な運動をするだとか、そういうことがなかなかコントロールできない人たちはです。そういう中で内臓疾患、あるいは肥満過ぎてひざや足などが痛くなる。整形外科にも通う。そして、歯磨きや、間食を控えるというようなことができないと、虫歯になって歯科治療、顔をよく洗うとか、清潔にするということがおろそかになって目医者にもかかるというような状況が、私がつき合っている方はあります。そうしますと、精神障害を含めて、多いときには五つも六つも診療科があって、5万円の自分の月の小遣いがほとんど医療費で消えてしまうというような方もおられるんですね。そういう面ですと、部長が言われたように、回復に向かう治療をやる人たちであって、身体障害者のように固定的な障害ではないという見方も一つはあるでしょうけれども、しかし、かなり重度の方たちは完全に健常に戻るというようなことになかなかならず、悪戦苦闘していると。しかし、昔のように副作用で体ががたがたになると、内臓がどんだんだめになるというようなことではなく、かなり健康を保持しながら闘病生活をやって頑張っているという姿があります。そういう意味で、精神障害だけで通院をするといっても、今は、昔のように長期入院させることはもう時代おくれということになりましたので、入院はなるべく短期間、そして自宅へ戻って社会復帰ができるように頑張ろうということになってきておりますので、通院者が当然ふえています。通院をするにつけても、月に1回か2回、精神科担当医のところに行って注射を打っていただいて、お薬をもらってくる程度です。軽くなってくれば月に1回でいいよと、あるいは2月に1回でいいよという程度なんです、精神科の治療というのは。ですから、精神科の治療で、無料で助成をしていただいておりますけれども、その他の疾患も同時並行的に援助して、安心して医療にかかれるような状況をつくるのが精神疾患の回復にも大いに役立つし、私は必要なことだというふうに思っておるんですが、部長さんも多くの人を見てきていますので、よく御存じだろうと思いますけれども、1級や2級の人で、かなりの時間は要しても完治すると、健常に戻って社会復帰して就業できているというような人の割合というのはどのぐらいだと思っておられますか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 就業に復帰している人の割合というか、実態の数字はつかんでおりませんが、ただ、いずれにいたしましても、まさに今議員さんがおっしゃられるとおり、社会の流れの中では、入院、そうじゃなくて地域の中で皆さんで見えていこうという動きに変わってきております。まさに平成18年、障害者自立支援法で精神を三障害に入れたときから、そういった動きは出てきておりますけれども、そのときからの課題として、もちろん医療

はそうなんですけれども、そういった入院から地域へ、じゃあ地域の中でどうこの人たちを見ていくか、そういった部分については、現在のところ本当におくれて、精神障害に係る部分は、まさに今おっしゃられるとおり、そういった部分での弊害という形が、先ほど言われました、ほかの疾病を併発してくる状況に追い込んでしまうということは十分考えられます。そういった中で私どもは、まずはそういった方面へ本当に着目をする形の中で精神障害福祉というものを考えなければいけないのではないかと現在思っております。

(2 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 田中議員。

2 番 (田中一成君) かなり以前ですけれども、精神障害者に対する対応を充実するために専門家の職員も雇ってくださいというふうに要求をして、この地方でも、多分愛知県でも小さなまちでは先陣を切ったんだと思いますけれども、精神保健福祉士というんですか、そういう専門の能力を持った職員の配置もされたわけですが、しかし、精神障害者の皆さんの就業支援、あるいは生活支援、そうしたことを個々に指導、援助するということがひとりでは無理だということが見ていてよくわかります。一定のチームワークを役場内でもつくって、そうしたところを集団的に援助していくようなことをやらないと、健康を保持し、そして社会復帰の糸口をつかんでいただくような指導・援助はできないなあというふうに思っているわけですが、まだ残念ながらそうしたことについても御努力を今後していただかなくちゃいけないわけでありまして、しかし、当面、すべての健康疾患、疾病に対して助成をするということの、余り消極的な答弁ばかりですが、その最大の理由は何ですか。財政的な問題ですか。

議長 (酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 財政的な問題、そういった部分もちろんございますけれども、やはり先ほど来申し上げておるように、本当に地域へ帰ってきますよと、そういった人たちが自分の健康を取り戻すために医療機関へ行きます。そういった部分で、本当に力を入れることがまず一番の大事なことかなあと思っております。さらには、これはちょっと9月8日の毎日新聞の社説に載っておったことでございますけれども、心の健康を守るためにというところで記事が入っておりました。少しかいつまんだ形の中で、今何を求められているかというところへ結びつくと思っておりますので、自分なりの思うところと非常に考え方が一致するのかなあと思ってメモをさせていただいて、紹介させていただきたいと思っておりますけれども、現在の精神医療という分野については、精神医療全体の改革を視野に入れて取り組んでいかなければいけないのであろうと。そして、現在、精神科を受診してみえる方、こういった部分でとらえますと、1970年代においては75万人の方が治療に、通院に行ってみえました。それが、2008年におきましては323万人の方がそういった治療を続けておられると。これは、その当時に比べますと4

倍以上にふえてきているということでございます。そういった中で、まさに今議員さんがおっしゃられました治療についての考え方は、近年は精神科医だけではなく、看護師、作業療法士、精神保健福祉士などの多職種の専門家によるチーム医療といったものを導入し、地域で暮らす患者を訪問したりする中で、アウトリーチ医療という言葉が載ってございましたけれども、そういったものの重要性が認識されてきていると載ってございました。こういったことは、精神医療に関しては非常に、過去においては昭和40年代、そんな時分においては本当に劣悪な、医師も少なく、入院で病院へ閉じ込めるといふ、そういう環境を生んできたものを廃止して、精神病の治療や再発防止のためには何が必要か。それは職場の理解が必要であり、誤解や偏見から精神的に追い詰められ症状を悪化させたり、仕事を失い生活基盤が崩れる人も多い中で、中長期的にわたって治療を続けながら働き続けられる支援策、こういった患者の家族に対する支援に重点を置くべきではないかと。ある意味、こうした総合的な取り組みが大切であると社説では載ってございました。私もそういった中で、そういったことをずうっと思っております。そういった中でこういった部分に視点を置いて取り組んでいけたらと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

(2 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 田中議員。

2 番 (田中一成君) それは願ってもないことで、専門家を含めて役場内でもそれぞれチームを組んで、そうした皆さんに接しながら応援をしていただくということは願ってもないことで、一生懸命やっていただきたいというふうに思いますが、医療費の助成がなぜできないのか、そういうトータルなことはやっていくけれども、今現状疾患を持っている全疾病について、なぜ対象にして助成をしてあげないのか、その理由は財政的なこともあると言われましたけれども、そのほかの根拠というのは、今部長がおっしゃられたようなチームを組んでトータルに後押しをすると、応援するというようなことができていませんけれども、いつになったらできるのか期待していますが、そういうことが功を奏して精神疾患の皆さんが、1 級の人が 2 級にとか、2 級の人が 3 級にとか、働けるようになったというような効果はどんどん出てくるような時代ならいいんですけども、先ほどの毎日新聞の主張じゃありませんけれども、どんどんとふえています、現代社会の中で。非常に行き詰まった閉塞的な状況の中で、心の病を病む人がどんどんとふえる時代になっている。そういうことにストップがかけられない状況なんですね、今の社会は。そういう人たちに対する支援策の重要な、今現状で柱をなしているのが、心配なく、あらゆる病気にかかったときに医療にかかれるという状況をつくってあげること自体が、私は精神障害者の皆さんに対する心の面でも大きな支援になるというふうに思っております。そういう意味で、初めは家族や周辺の理解がないと、なぜ働かないのか。ぶらぶらしていないで、

早く働きなさいと。多分発病して、5年か6年間ぐらいの間は、なぜ働かないのかということ追いつめられます。ようやく家族の皆さんが、もう働けというようなことで精神的に追いつめるんじゃないでなくて、自由に生活をコントロールして、自分の好きな趣味などがあつたら、そういうことに時間を費やして、心の健康を早く取り戻しなさいと、そのことが先決だと、ようやく周りの方が気づいてくれて、それでやっと、さっき言われたような地域全体でバックアップというようなバックアップが受けられるようになってくるんですが、しかし、それはみずからが精神病を発病していると、精神病患者であるというようなことが言える方はごく一部です。ほとんどが地域社会に対して自分が働けないでいるというような状況が、精神病を患っているからですなどと、まだオープンにしていけるような社会ではありません。この偏見を社会的にも取り払うような努力は行政が率先してやらなければならない課題ではありますが、そういう状況の中で、なぜお隣の扶桑町さんも来年度からやるというような状況の中で、なぜ大町町はこれがおくれているんですか。早くやってほしいという要望が精神障害者の皆様からも寄せられております。

中には、発病したときは年金に加入していたということが立証された方は、障害年金等がもらえるんですよ。その証明ができない人は、残念ながら……。相談に行きますと、親切に教えてくれますよ。とにかく発病したそのときに、例えば町の何とか医院にでも、風邪でも何でもいいから行ったという、そういうことが立証できれば、何とか障害年金の対象にもなるから、そういうことが立証できませんかと。お医者さんに聞いてみて、そのころ行ったという記録があるかどうか聞いてみなさいとか、いろいろ親切にやってくれますよ。やってくれても、残念ながら5年が保存期間だからといって10年ぐらいとってあるけれども、そんな20年も前の記録はもうありませんといって、どこに行っても医療機関にその記録などはないと。それが立証できないということになると、障害年金ももらえないというようなことで、50歳、60歳というような老後を迎えるに従って非常に苦しい生活を余儀なくされて、家族や親族等にも大変大きな負担を求めざるを得ないという、非常に恵まれない人たちもかなりの数に上ります。そういう実態を見るにつけても、そういう経済的にも追いつめられている皆さんが少なくないです。そういう皆さんに、安心してすべての疾患に対して医療を安心して受けられるようにという環境をつくってあげることが、病気を治す意味でも、健常に戻るためにも私は今この時点で必要な行政がとるべきバックアップ策の最大のものであるというふうに思います。5年先、10年先、トータルにチームをつくって応援しますと、そういうことが実るのは、今からやっても5年先、10年先、15年先の話でしょう。今苦しんでいる人たちの身にもなって、何とか全疾病を対象にするようなことを検討する気はないんですか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 確かにおっしゃられることはよくわかります。でも、そういった中で、本当に先ほど申し上げましたように、精神疾患だけに対する助成についても、愛知県内の市町村は本当にまちまちです。全額助成している自治体というのは約40自治体あるんですけども、あとは精神疾患のみについてでも2分の1とか、本当にばらばらの中で動いておるわけでございますけれども、それが理由ということではありませんけれども、そういった中で大口町は全額精神疾患については見て、そして回復をしていただくという思い。これは間違いなくそういったところを実施していない自治体とは違う形の中で手厚くやっていると私は考えておりますし、すべての疾患にというところの視点からとらえてまいりますと、参考までに申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、大口町の国民健康保険データでしか把握はできませんので、一度調べてみました。そして、これは平成21年5月の実績でございますけれども、大口町の国保の医療費全体で8,700万円ほど費用がかかっております。そういった中で精神障害に係る費用が、入院で809万円、通院で212万円、合計しますと1,021万円と、大口町の国保における医療費全体の11.7%を占めておるデータが出ております。そういった中で、大口町における疾患の分類は、国保の方では21分類に分けられておりますけれども、上位から拾ってみますと、まず循環器系が一番高額となっておりますが、1,435万円ほどです。そして2番目が歯医者さんですね。歯医者さんで1,353万円、そして3番目ががんになります。悪性新生物ということで1,048万円ほどです。その次が精神疾患になってくるわけなんですけれども、こういった中で本当に大口町としては、疾患については全部見ていくという姿勢の中で考えていきたいというふうに現在は思っております。

（2番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 国保の21疾患のうち、病名別の療養給付費が、精神疾患が第4位だと。それで結構多いんだということですが、いわゆる医療費の助成、こういうものは国保の方だけじゃないですよ、精神障害はね。国保と社会保険との割合というのはどんな程度なのかわかりますか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 大変申しわけないんですけども、そこまでちょっと調べておりませんのでお答えできませんけれども、そういった中で大口町としては本当に少しでもよくなっただけのために、議員さんがおっしゃられる全疾病という考え方もないことはございません。でも、やはりこういった中で今言われた社会保険の部分にどんな数値が隠れているかというのは今わかっておりませんが、町といたしましては、福祉医療の中での疾病だけに対する考え方で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(2 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 田中議員。

2 番 (田中一成君) 福祉医療制度は、愛知県などは後退をさせたという時期があったんですけども、この精神疾患に対する、福祉医療に対する県や国の負担というのはどんな状況なんですか。

議長 (酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 福祉医療については、県が2分の1を持っていただいておりますので、先ほど申し上げました、例えば精神疾患だけについても本当に市町村によってまちまちだということは、県が出してくれる2分の1の部分だけは、じゃあやりましょうという実態で、そういった考えでいろいろなものがありますので、福祉医療としての助成は県が2分の1で、それは御質問いただいているとおり、要は精神疾患についてのみの助成になっております。

(2 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 田中議員。

2 番 (田中一成君) 国や県自体はそういう状況だということで、それに準じた程度しか大口町はやる立場にないというようなお話ですけども、現代病ともよく言われてまいりました。どこでも一定規模以上の企業や職場は、こうした心の病についてケアする、そうした専門家や専門医を配置して、そうしたことに対する対策をきちんと充実すべきだというふうに言われておりますね。そのことは御承知だと思います。同時に健康な生活、健康な労働条件、適当な休暇、そういうものも全部加味されて総合的な対策がされないと、心の病、精神病の多発を防ぐことができないということも警告されているとおりであります。現代社会は自己責任だとか、自分の能力だとか、そういうことがこの10年、15年の間盛んに言われてまいりまして、こうした傾向にそうしたフォローをするということは極めて不十分で、むしろ職場によっては後退しているというような状況もあります。こうした状況は、それぞれの事業所等できちんとそうしたことに対する認識を高めないと、これは大変なことになると。こういう病気を抑えることはできないということでもあります。そういう意味で、すべての健康な生活をフォローアップすることが精神病患者の皆さんに対して、私は今やらなければならないことであり、こうしたことの多発傾向、これに歯どめをかけることができないということは、私は明確に言えるというふうに思います。残念ながら他の疾患については自己責任だということで県も助成していないから助成する必要ないという冷たい態度で、こうしたことに対して行政が極めて前向きとは言えない立場に終始をするならば、精神病患者の皆さん、あるいは家族の皆さんに大変な失望を招くというふうに思いますけれども、町長はどう思いますか。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 精神障害につきましては、制度的にも三障害を一緒の取り扱いをするような形で国の方から流れてはきておりますが、なかなかまだ実態はそこまで行っていないというふうに思います。それと、精神障害の今までの歴史、さらには精神障害の実態、そういうものから判断して、やはり先行しております身体、あるいは知的障害と同じような形での制度の仕組みというんですか、そんなものにはまだまだ時間が必要ではないかなあというふうに思っています。今お話がありました精神障害の医療費の関係でございますが、先ほど来、健康福祉部長が答えをしておりますように、福祉医療の適切な助成のあり方について、今後も判断をしていきたいというふうに考えております。

（ 2 番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2 番（田中一成君） 次の問題に移ります。

2 市 2 町のごみ処理施設の候補地の問題であります。

8 月 27 日の議会全員協議会で、それまでの経過については御報告をいただいて承知をしておりますけれども、簡単にそれまでの経緯と、同時に 12 日には犬山の候補地、5 町内会があるというふうに聞いた覚えがありますけれども、そのうちの 하나가、ぜひ説明会をやってくださいということで申し出があるので、12 日には説明会をやるというふうに議会全協では報告を受けました。そのことも含めて状況はどうだったんでしょうか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） では、2 市 2 町のごみ処理施設につきましての経過を御報告させていただきます。

経過につきましては、尾張北部地域ごみ焼却処理広域化第 1 小ブロック施設建設候補地が犬山市の候補地に決定されました。ここでは 5 月 31 日の記者発表以降の状況について順次説明させていただきます。

6 月 8 日、小牧市、岩倉市、小牧岩倉衛生組合の議長 3 名が来庁されまして、犬山市の候補地については白紙撤回の上、改めて再考されるよう 3 議会を挙げて強く要望するとの内容の要望書を受けました。その要望書を報告させていただいた全協において、議会として候補地の現地視察を行ってはどうかとの提案があり、8 月 4 日に現地視察を実施していただきました。その車中におきまして、地元説明会を 8 月 18 日開催で今調整が進んでいる旨の報告をさせていただきましたが、結果としては、地元との調整がつかず中止になりました。また、8 月 25 日開催された第 1 小ブロック首長会議において、6 月 23 日付で地元を初めとした約 9,000 余名の署名をつけた要望書が犬山市に対し提出され、8 月 18 日には犬山市長から地元役員の皆様に、要望

書に対する犬山市としての考えを口頭で説明されたとの報告を受けました。

その会議では、地元説明会の開催について協議を重ね、一刻も早く地元の説明に入るべきであるとの合意がなされました。しかしながら、今まで説明会開催について地元役員さんと協議している中で、いろいろな疑義が地元にあります。特に候補地決定の際の新聞報道での江南市長さんの、施設は議会も容認しており、一番人口規模が大きなまちとして責任を果たすべく、当市に来たら全面的に協力するつもりでいた。地元にも表立った反対はないとの発言について、真意を確認したいとの強い要望があることについて協議した結果、江南市長さんからは、地元の役員会で要望があれば説明に出向く用意はある。ぜひ伺いたいとの前向きな発言をいただき、現在準備室において地元役員と江南市長さんとの会談の日程調整が進められております。

さらに説明会への首長出席の是非についても、江南市長さんからは、地元町内会長さんの合意がない中で、この説明会には出席するべきではないとの意見もありましたが、候補地決定から既に3ヵ月が経過しようとする中で、いまだお地元説明ができていないこと、また一部地域の方からは、説明を聞きたいとの声があることなどから、説明会開催をブロック会議としては決定し、4首長がそろっての説明会とはなりませんでしたが、9月12日、レイクサイド入鹿にて地元説明会の開催の運びとなった次第であります。

その新ごみ処理施設建設候補地住民説明会は、先ほど言いましたように、江南市長さんを除いた3首長出席のもと約100名の地元の関係者、さらには江南市を初めとした近隣の市議会議員さんもお見えになり、開催されております。

開会后、当初事務局から説明し、その後、質疑応答をお願いしていく予定をしておりましたが、いろいろな意見が出てなかなか説明に入ることができず、約30分程度でございますけれども、やりとりの後、数名の退席者はございましたけれども、全体の雰囲気として説明を聞こうという空気になりましたので、説明に入らせていただきました。

説明につきましては、パワーポイントを使用して説明させていただきました。

その内容は、事業説明として、1.建設候補地の選定経緯について、2.新ごみ処理施設の事業計画概要についてが約15分程度、その後、質疑応答を受けさせていただきました。

質疑の内容は、説明された事業にかかわる内容そのものよりも、候補地決定に至るまでの住民説明が不十分で、行政の誠意が見られない。また、新聞記事などの江南市長さんの発言を聞き、また本日も出席がいただいていないことなどを考えると、2市2町が一体となって取り組んでいるとは思えない。さらには、候補地決定を白紙に戻し検討すべきではないかといった意見がほとんどを占めました。時間的な制限もあり、午後9時に閉会となりましたが、今後の説明会については、地元役員さんと協議していくことで閉会いたしました。

なお、8月27日の全協においては、新ごみ処理施設整備検討委員会の設置、一部事務組合の

設置、9月12日の地元説明会の開催を予定していることについて報告させていただいております。これが経緯でございます。

(2番議員挙手)

議長(酒井久和君) 田中議員。

2番(田中一成君) 私が候補地検討委員会の委員でありますけれども、最も重視をしたのは、繰り返しになりますけれども、地元の理解度、そういう項目を一つつくっていただいて、地元の理解度をどのように判定するのかということが私はキーポイントだというふうに主張してまいりましたが、当時の検討委員会としては、行政権限もなく地元の理解度をはかるということは至難のことであるから、それは首長会、執行部の方に白紙委任するというので、項目は設けたけれども、白紙にして、それは首長の皆さんにゆだねようということでありました。そういうことありますから、ここが私はポイントであって、ここに首長さん方の協力・協同のもとで知恵が出されて、地元の理解度をどのようにはかるのかということの、その検討が私は候補地を決定するまでの過程の中で最大の山場であり、ポイントであるというふうに思っていましたけれども、私ども検討委員会が答申の内容を決めて、当時の責任者の方に、犬山市長さんにそれをお渡ししました。その席で犬山市長さんは、あれはもう2月の末か3月の初めぐらいだったと思いますけれども、3月中には候補地を決定するというようになっておりますので、早速この答申をもとにして3月中には候補地を決定したいと、このように述べられました。まあ、何を言っておるんだろうと。私ども検討委員会が地元の理解度が最も重要だと、これについては検討委員会としてはかりかねる課題であるから、それは首長さん方が慎重にそこを考えて、検討して、そこをクリアするということが最大の課題であるのに、1月の時間しかない、3月いっぱいという従来の計画にこだわって、3月中に候補地を決定したいなどと、その場で発言をされたことについては、私は、今だから言うんですが、何を考えているんだろうと。地元の理解度をどのように精力的にはかる努力をするにつけても、わずか1ヵ月ばかりで候補地を決定するなどということはこの場で発言しているようなことでは、これは慎重さが足りないなあというふうに大変心配しました。大変心配したとおり、安直に物を考えていたのではないかとこのふうに思うんですが、私はそのこともこの場で繰り返してまいりましたが、しかし計画は計画であり、10年先には建設をしなければならない、そのスケジュールからいえば、3月中には候補地を決定しなければならないと、3月議会でも皆さん答えられました。今、こういう混迷を迎えたのは、そういう慎重さに欠けていたのではないかと。地元の理解度を4候補地すべてについてきちんと判定をする、そういう努力の積み重ねが私は非常に少なかったんじゃないかと、安直に考え過ぎていたんじゃないかというふうに思うんですが、町長はどんなふうに御感想をお持ちですか。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 今、田中議員さんからお話がありましたように、検討委員会の中で今御指摘があった地元理解度については空白の形で検討委員会としての検討結果、評価をいただいたわけでありまして。それをもとに第1小ブロック会議の中で地元理解度についてどのような扱いをするのかということが、第1小ブロックの会議の中で協議をしたわけでありまして、過日9月12日に犬山で開催をしました地元説明会のときにも実はお話があったわけですが、3月、あるいは4月に今回説明会の対象の地域になっております犬山の池野地区、5町内会から要望書、あるいは申し入れ書というのが出ておると。それについての取り扱いがどうだったというような議論があったわけでありまして、実はこれは犬山の候補地が、現在2市2町で決定をされて、それで今の3月、あるいは4月に出された犬山の候補地についての要望書、あるいは申し入れ書の話が話題、議論になっておるわけですが、大町町の候補地におきましても、やはり大町町の候補地として2市2町に提案をする段階、あるいはその前後でありまして、その後でもありますけれども、地元の地域、さらには近隣の市の地域等から申し入れ、あるいは要望書というものが出ておるとして、そういうものを個々にどのように住民理解度と結びつけて判断をするかというのは非常に難しい部分でありまして、私どもとしては、検討委員会の中で検討されました三つの項目、この三つの大きな項目をベースに第1小ブロックの会議の中で段階的に二つの候補地、さらには最終的には犬山の候補地に候補地として絞り込んでいったというものであります。

（2番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） それぞれの大口の地元や近隣からも、当時そういう要望書などが出ていて、それぞれの4候補地についての地元の理解度ををはかるのが難しかったと。難しかったからできなかったと。難しかったから検討委員会の、つまり三つの項目に基づく答申内容を尊重したということでもありますけれども、こういう迷惑施設でありますので、地元の理解が得られなければできないことなんですね。そんなことは初めからわかっていることでありまして、それを判定しがたかったから地元の理解度を抜きにした検討委員会の判定内容、答申の内容を尊重したんだと。これは首長さん方の考え方が非常に足りなかったと言われても、それはしょうがないんじゃないでしょうかね。

私どもこの地方の日本共産党議員団は、一つの地域だけに負荷をかけるというようなことがあってはならないと。自分たちのごみは共同意識を持って対応しようという、住民と行政との協力・協働、そんな意識を培養しながら、例えば一つの地域は焼却施設だけれども、もう一つの地域は生ごみの堆肥施設でもいいですし、灰を固化してセメント化、ブロック化するなどの

施設でもいいし、二つぐらいの地域に負荷を分散して、なるべく1地域に対してだけの負荷を弱くするというような2処理施設案なども十分に視野に入れながら、住民の理解度をはかっていくべきだというふうに御提言申し上げてきましたけれども、残念ながら、そういうふうには行っていないようであります。白紙にいずれ戻さなければならぬのかなあというふうに危惧をしておりますけれども、この問題は急がば回れで、石橋をたたくようにして住民の理解度をはかりながら、絶対後戻りをしないというような手法がとられてしかるべきでありましたけれども、残念ながら9,000筆もの署名が集められて、大反対運動にもなろうとしているような状況を迎えてしまっていることは甚だ遺憾であります。首長の皆さんの私は失敗だというふうには言わざるを得ません。現状を回復していくために、あくまでもこの犬山の候補地についての説明会をさらに進めていくお考えなのか、あるいは一たんこれを白紙に戻して、4候補地の皆さんに対する同じスタンスで、もう一度4候補地の地元の皆さんを初めとした関係者への説明など、振り出しに戻って、そして事を進めるということも私は選択肢の一つにしなければならないというふうに感じ始めているところですが、いかがですか、町長。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 大口町としましては、この検討委員会での経過、あるいは検討委員会での評価の結果、そういうものを踏まえて5月の末に新聞発表をしました犬山の候補地、この候補地でぜひともお願いがしたい。さりとて、やっと候補地が決定をされてから3ヵ月余過ぎた中で、やっと地元になんとか第一歩を踏み込むことができたという機会を得ましたので、今後はいろんな地元の町内会等を通じまして、いろんな形でさらにお地元に対して説明会等を重ねまして、大口町としては犬山の候補地でこの2市2町の焼却処理施設の建設についてはお願いがしていきたいというふうに考えております。

（2番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 犬山の市議会の中にも根強い反対論があるということはだれしも承知をしているところでありますが、江南市議会については、江南の候補地についての異論は一、二の議員から若干の質問があった程度で、正面切った反対意見は一人も出なかったという状況であります。それは新聞等でもお読みになっていただければ、森町長もよく御承知のとおりであります。議会の中で最もこのことについて地元への誘致といいますか、地元候補地について積極的な姿勢を持っていた江南市議会と、そして、その意を受けて江南市については、私はさしたる反対運動はなかったとは言いません。検討委員会に最も足を運んで多くの皆さんが来られたのは江南市でありましたから、江南市も反対意見がなかったというふうには全然思っておりませんが、しかし江南市長さんもそういう江南市議会のバックアップもあって、うち

で受け入れてもよいというような積極的な姿勢を首長会議の中でも何度もお伝えしてきたというふうに江南市の議会全員協議会には報告をしているようですけれども、そこら辺がなぜ犬山市に絞られていって、受け入れに最も寛容な態度でおられる江南市さんへの選択ができなかったのか。これは過日12日の犬山での説明会でもそこに来られた皆さんの最も大きな関心事でもあったというふうに聞いておりますけれども、そこら辺が明らかにならないと、これはなぜ犬山なのか、なぜ最も積極的な受け入れを表明している江南でないのかというようなことについての疑問が解けないというふうに思うんですが、そこら辺はどういういきさつがあったんですか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 御案内のとおり、5月25日の首長会におきまして、採決の結果犬山市になったと。犬山市の候補地に決定されたというものでございます。

ここにつきましても、今田中議員がおっしゃいましたように、各議会から、いわゆる議長名で私どもにも要望書をいただいております。どちらにいたしましても、決定機関といたしましては、第1小ブロックの首長会で決定するというようなことでございます。その中での首長さん方の協議の中でそれが決まったというふうに認識しています。また、大口につきましては、先ほど町長からお話ししましたように、総合的に判断した中で犬山の候補地がいいということをお願いしたものでございますので、よろしく願いしたいと思います。

（2番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） それ以上の答弁はないんでしょうけれども、住民を代表する4人の首長さんが集まって、広域の重要案件について採決をして3対1で決まったから、こっちの方に行くんだと。おまけに、じゃあ採決は採決で、民主党の代表選じゃありませんけれども、採決が終わったら協力・協同して4人が力を合わせてやろうということにもなっていない。説明会に江南市長さんは来ない。そういう首長間の不協和音が世間にそれがさらされているというような状況は、これは4首長さんに対する不信が払拭できないですね、こんな状況では。採決は採決、決まったことについては協同して取り組むということになぜならないんですか。全くこれはどこか一つの地元地域を説得しようにも説得し切れない。1人の首長さんは反対しておるんだから、そちらの意見が聞きたいと、こういうふうになるわけでしょう。何でそんな良識の塊の首長さんたち4人が集まって、そんなふぞろいのことになっちゃっておるんですか。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 今、少し答弁が、説明が不足していた部分がありますので、改めてお話をさせていただきますけれども、5月25日に第1小ブロック会議の中で候補地について最終的

に犬山の候補地に決まったわけでありますが、その前に4候補地から、犬山と江南市を含めたこの2候補地に絞り込んだという経過があります。それで、その二つの候補地のうちどちらにするかということで、5月25日の第1小ブロックの会議の折に犬山の候補地に決まったというわけでありますが、このときの経過としましては、今、田中議員さんから御指摘があったわけですが、第1小ブロックとして出た結論については、皆が一丸になって協力をしていくという、こういう申し合わせの上で犬山の候補地は決まっておりますので、江南市の市長さんにおいても、犬山の候補地について第1小ブロックとして決まった以上は全面的に協力をしていくというお話をいただいた上での犬山の候補地の決定でありますので、そのあたりは誤解のないようお願いしたいと思います。

また、9月12日の地元説明会の開催においても、江南の市長さんは、地元の説明会については、やはり五つの町内会の町会長さんが合意をされた上で4首長がそろっていくのが好ましいというようなことで、五つの町内会の会長さんの合意がない中で、地元へ首長がそろって説明に入るということについては私は賛同できないということで、今の話で9月12日には結果的には参加をいただけませんでした。この地元の5町内会に対して江南の市長さんは、江南の市長さんが発言をされて、新聞に掲載をされた発言の内容については、市長さんみずから町内会の方に出向き、あるいは町内会の方から江南市役所を尋ねていただいて、そこで説明する用意があると。だから、先ほど一番最初に地域協働部長が経過の中でお話をしましたように、準備室が中に入りまして、地元の5町内会と江南市との日程調整を進めておったという経過がございます。ですから、江南の市長さんも地元で9月12日に説明会をするということについては、小ブロック会議の協議の中で一応了解を得て、それで私どもは地元に入ったと。なおかつ、江南の市長さんが出席をできなかったという旨につきましては、江南市の方で市長さんみずから、理由の説明書をお知らせ文書で書かれまして、それを当日出席された100名余りの方に一応配布をしまして、その配布された資料の内容につきましては、事務局の方から朗読をもって説明をし、それで地元説明会を開いたという経過がございますので、御報告をさせていただきます。

(2番議員挙手)

議長(酒井久和君) 田中議員。

2番(田中一成君) これは4人の首長のうち、3対1という対立の構図が住民に知れ渡り、そして意見の一致が腹の底からないんだというような状況の中で、犬山の候補地にだけ固執をして、そこに執着をしていくというのも一つの方法としてやむを得ないだろうというふうに思いますが、結果として、このことが問題解決を延々と延ばして、当初予定した計画を決定的におくらせるというようなことになれば、これは首長さん方共同の責任をとってもらわなければならないという問題に発展していくということは御自覚しておられるかというふうに思

います。そういう意味で、こと広域行政でありますので、4首長が意見の不一致はあっても、決めたことについては共同して進める、共同して責任をとる、そういう立場で足並みをそろえていくべきだということを提言しておきたいというふうに思います。

4番目は、小牧市との研究会を事務局は立ち上げて研究をしていただいていることに関連をして、多分こういうことを勉強しておるんだらうなあとすることを、いずれ報告しますということですが、先駆けて御質問させていただきました。

一つは、自民党・公明党政権の時代は地方分権、こういうことで地方分権一括法とかいうことで、どんどんどんどん大口町にも県から仕事に移譲される、金はない、役場では人員不足に陥る、それでもリストラしないと財政がもたない、大変な矛盾を抱えてまいりました。民主党政権が今年の総選挙で誕生いたしまして、地域主権、こういうことでの関連法案が準備をされ、閣議決定もされておるようであります。来年の通常国会等には、これを出すというスタンスであったかのように思いますけれども、今度の民主党の代表選挙を通じて、菅さんは自公時代の、いわゆる財務省官僚の考え方に沿ってやっていこうと、それが無難だと、それは自分の長期政権につながるということで、来年度予算の10%シーリング、自公政権時代と同じ手法をとり始めたと。菅さんは地域主権一括法というようなことにはほとんど関心が薄いから、これで安心だと。国の出先機関も大してなくなるといふムードが漂っているとも言われております。菅首相が続投ということになりましたけれども、そこら辺も含めてこの地域主権ということについて、どのようにとらえておられてきたのか御説明ください。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） それでは、地域主権に関して御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

現状は、議員御指摘のとおり、まだ正式に決まったものではございません。現在継続審議中の法案等があります。ただ、これが成立した場合、町への影響は少なからずある部分はもちろんあります。ただ、金額とかそういった具体的な内容はまだ明らかにはなってきておりませんので、具体的な影響はお答えできませんけれども、少なくとも地方分権から地域主権と言葉は変わりますが、従前からの流れとほぼ同じかなあというふうにとらえております。以上です。

（2番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 従前からの流れがこのまま進むと、加速されるんですね、随分と。小沢さんもこの代表選の中で一生懸命主張されたのが、国から地方への負担金、補助金、これを一括交付金化すれば、地方の裁量で財源ができて、そして財政再建も景気対策もできるんだということを言われました。つまり補助金の義務づけとか枠づけ、これを大幅に緩和するとい

うんですね。だから保育園の面積、そんなものはもう地方に任せるよと。あるいは学校でもそうですよと。いろんな名目の補助金は、何々補助金とか何々負担金という名前を全部外すと。一括交付金にするから、そして今までの法律やそういうものについてもいろんな義務や標準や基準、そういうものを大胆に外すから、地方の裁量で自分たちの地域に合ったようにやりなさいと、こういう方向ですね。これで心配されるのが、福祉や教育なんです。今、国から地方に対する負担金・補助金は21兆円です。菅さんがこのことについて小沢さんと討論しているときに、少し小さな声で反論していましたが、一括交付金にしたって、補助金・負担金の8割方は福祉と教育に係るものだから、一括交付金にしても新たな財源が生まれるようなことはないんですと、菅さんはそうやって反論していましたよ。もっと大きな声で言えばいいのに小さな声で遠慮そうに。そうなんですよ、実際。21兆円のうち福祉と教育の義務的な負担金がありまして、それを外しますと約4兆円程度しか残らないんです。その4兆円の中にも重要な道路や、そういうものの建設費も含まれていますから、ほとんどそれ以外の補助金・負担金は、地方の裁量で自由に使っていいですよと預けられたって、地方は新たな財源が生まれるわけでもない。むしろ一括交付金化して全体の額を縮めていきますよと、そうしないと国の財政はもちませんとあって、それを縮減されたら大変なことになっちゃうんですね。そういうことですので、小沢さんは一括交付金化を代表選の当初は力みましたが、それが反論されて、マスコミでも批判されて、一括交付金化を代表選の最後の方では言わなくなりました。つまり、一括交付金化ということは、地域主権の名のもとにおける地方に対する負担金・補助金、そういうものの義務づけとか枠づけ、そういうものを緩和しようという動きです。絶対に国の基準を守ってもらわなければならないもの、標準的にそれを尊重してもらわなきゃいかんもの、参酌程度にしてもらえばいいですよというボーダー的なもの、聞きましたけど、各省庁が一括交付金化された場合に、あなたの省庁はどうしますかと、全部出しておるんですよ、自分のところの答えを。検討している最中ですよ。大変なことです、こんなことがやられたら。つまり、今閉塞状況にある日本の国民の最低限のものを教育や福祉が保障していかなくちゃいけないわけですけども、そういうものを地方に任せようということです。つまり、自公政権時代にも言われたように、国は防衛と外交だけやればいいと。あとは道州制をしいて、地方政府にすべてゆだねると。いわゆる市町村についても、全国を300程度にまとめて、全部市にしてしまおうと。これが道州制、そして市町村合併の小沢さんたちの主張でありますからね。こういう流れにずっと進めようと思うと、もう国は福祉や教育はやれませんか。つまり、ナショナルミニマム、これがなくなるということです。つまり、憲法の内容も変えていこうということにつながるんですね。憲法第25条で国は国民に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障するなんていうことは、それはもう国の憲法には要らないと。州政府が勝手に自分たちの地方に

合わせてつくりなさいと、そういうことにも通じていくんです。それを私は非常に心配をしておりますけれども、もっと小牧市との研究会等でよく研究してもらって、地方にとって困るようなことであれば、ちゃんと地方から中央政府に対して、この問題でも意見を発信していかなければならない状況にあるんだということを御認識はしていただきたいというふうに思いますが、道州制と市町村合併については、このような動きの中でどのような見通し等を持っておられますか。

議長（酒井久和君） 総務部長。

総務部長（小島幹久君） 道州制に関しても、政権が変わったことによって若干のトーンダウンはしているかと思いますが、先ほどの話にもありましたような地方分権と地域主権が変わったということで、名称が変わっただけだと言いましたが、地方分権時代は、いわゆる交付税措置で財源を縮小してきたと、そういった流れがありました。今回、地域主権というのは、先ほど議員さんが言われたとおり、一括交付金という形にして、やはり財源を縮小していこうと。これも御指摘のとおりなんです。大口町に影響してくるのは、恐らく児童福祉法や公営住宅法の改正によって、市町村で自己決定しろと。ということは自己責任ということになりますので、当然今まで国が決めていた以上は国が財源保障していたと。当然、その部分が市町村の決定になれば、財源部分についても自己責任ということで、国の責任がなくなってくるよということになるかと思えます。そうした中で、当然、限られた財政の中で基礎自治体が生き残っていこうというか、行政運営をしていこうというときには、道州制なんかになった場合、とりわけ大口町あたりの規模で基礎自治体が維持できるかということ、非常に苦しい状態になるかと思えます。そういった事態に対応するためにも今勉強会で取り組んで、コスト削減の限界等ありますし、また共同でできる事務は共同でやっていこうということで、限られた財源の中でどう基礎自治体を維持していくかということこれから勉強していこうかという段階だと思います。以上です。

（2番議員挙手）

議長（酒井久和君） 田中議員。

2番（田中一成君） 名古屋市の河村市長の動きというのは、こういう一つの流れの中での出来事であるというふうに私は受けとめているんですけども、6月議会でも副町長に御答弁いただきましたように、自分の政策に議会が賛同してくれないから、自分の政党「減税日本」を立ち上げて、そこから40人の候補者を立てて、そして市会議員を入れかえたいと。そのためのリコール運動だというようなことは、地方自治の今の基本である二元代表制、首長、市長も直接有権者から選ばれているけれども、議会も直接選ばれていると。双方の意見が違っても切磋琢磨しながらチェック・アンド・バランスの機能を働かせて、住民が主人公と言える住民奉仕

の行政を推進していく車の両輪であるというふうに私ども受けとめてきたわけでありましてけれども、今、リコール運動がやられておりますが、名古屋市議会は超党派で今どんなことをやっているかといいますと、シンポジウムとか市民向けの学習会とか、そういうことを各党派、あるいは超党派でやって、名古屋市議会の立場を一生懸命説明をしております。一方で河村市長の方は、今までの議会と執行部等がなれ合いながらほとんど何事もなく進んでいるようなところにくさびを打ち込んでくれたと、いわゆる何か改革をしてくれるんじゃないかというようなことでの期待感からか、まだ河村市長の行動についての支持の方が半分以上、7割程度あるというふうにも言われております。これは本当にゆゆしきことでありまして、地方自治のあり方そのものを揺らがすことですね。名古屋市議会側も自分たちの議員報酬を月額99万円から、今度は暫定的に79万円に引き下げて合意をいたしましたし、日本共産党が提案しているように第三者機関もつくって、そして議員報酬はいかにあるべきかということをも市民に公開の場で検討してもらって決めるべきだということも提言をし、議会基本条例なども制定をして、議会の機能をもっと高めて、市民に認められる議会活動をやろうということで、今、襟を正して切磋琢磨もしているところでもあります。

河村市長が言っていることで、私ども議員にとってぐさりとくることは、議員はボランティア活動をやっていけばいいと、福祉は名古屋市が今テストケースでやっています地域委員会に全部ほとんど任せればいいと、こういう論理を吐かれますと、首長が大統領であって、そして議会はほとんど要らないと。ボランティアをやってもらっていいということですね。だからチェックする人はおよそ要らないということです。自分の意見に、首長の意見に賛成してくれる議会ならいざしらず、そういうことに賛成してくれないようなことで、例えば議会の代表も含めた事業仕分け的なことも名古屋市議会は今提案をしておりますけれども、それは執行権に対する侵害だといってきょうのテレビでやっていましたね、河村市長が。あのままの失政を許していったら、これは議会不必要論につながってきますし、市長の独裁を許してしまっ、地方自治そのものの物の考え方を根底から覆そうとしているかのように見えるんですけども、これらについて、阿久根市長じゃありませんけれども、専決処分ばかりやっているとならない首長もいますけれども、これらについて首長同士でちょっとおかしいんじゃないですかとか、意見交流するとか、忠告するとか、そういう場合は森町長などはないんですかね、同じ県内の首長として。

議長（酒井久和君） 町長。

町長（森 進君） 名古屋の河村市長さんとお会いしたのは、名古屋近隣懇の席で一度お会いをしたことがございます。あのときはテーマが決まっております、トリエンナーレとCOP10ですか、これが主なテーマで名古屋市20キロ圏内の近隣市町の首長さんが出席をされ、私

もその場に出席をしたということしかございませんので。それと、私どものような規模の町から政令指定都市、100倍ですよ、そんなところの首長さんに物申すなんてことはとてもじゃないんですけど大それたことだと自分では思っておりますので。

(2 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 田中議員。

2 番 (田中一成君) 大口町は極めて厳しい経済状況の中でも健全財政を維持しながら、当面する小学校の整備等々を着々と大事業を進展させることができたのも、国の言いなり、県言いなりではなくて、要らん公共事業の借金を認めるからやりなさいというのを、鈴木町長時代に断って、そして前年度の繰越金の半分は地方財政法に基づいて基金として積み立てて健全財政を維持しようというようなさまざまな先達たちの努力によって今日の大口町があります。そして、その代表たる森町長は、名古屋市長にも負けない先見性をちゃんと伝承された町長でありますので、自信を持ってそういう場で意見を述べていただきたいということを述べて終わります。ありがとうございました。

議長 (酒井久和君) 会議の途中ですが、15時10分まで休憩といたします。

(午後 3 時 0 0 分)

議長 (酒井久和君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 3 時 1 0 分)

柘 植 満 君

議長 (酒井久和君) 続いて、柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 3 番議席、柘植満です。

議長の御指名をいただきましたので、質問させていただきます。

初めに、熱中症対策について伺います。

ことしは梅雨明けの後の7月17日から8月30日までに、熱中症がきっかけと見られる死者が全国で少なくとも496人に上ったと、消防署や警察、自治体に対する取材で発表されました。気象庁の統計で、8月の気温平均がほぼ全国で戦後最高を記録する猛暑となったことが影響いたしました。数日前からやっと夜クーラーなしで寝られるようになりましたけれども、今回のこの死者数は2004年の新潟県中越地震や台風23号による死者、行方不明をはるかに上回っています。日本は長期的な温暖化傾向にあり、猛暑、熱中症対策の強化が望まれます。

総務省消防庁によりますと、5月30日から8月29日までに熱中症で救急搬送された人は、全国で4万6,728人で、病院に搬送された人は158人、しかし死亡状態で発見されたり、入院後に

亡くなった場合を含めて、熱中症の死者数を調査している都道府県は少ないというのが現状でございます。

東京23区を対象にした調査で、熱中症を直接の死因と判断した127人が最も多く、ひとり暮らしの高齢者、低所得者が空調設備のついていない窓を閉め切った部屋で夜間に亡くなるケースが大半を占めております。

熱中症の対策は、新たな災害として本腰を入れた対策が必要とされます。

本町での現状、今後の対策を伺います。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、1回目の回答をさせていただきます。

御質問のありました熱中症とは、発汗や循環器機能に異常を来し、体温の調節がうまくできなくなることによって起こるさまざまな体の不調を総称した症状です。

兆候としては、のどの渇き、食欲不振、体温の上昇、尿量の減少、目まい、吐き気、頭痛などが見られ、このような状態が起こった場合、早い段階で涼しい場所に移る、衣服を脱がせ体を冷やす、水分、塩分を補給することが必要となり、症状が改善しない場合は直ちに救急車を呼ぶことが重要となります。しかしながら、熱中症は予防方法と前兆症状を知った上で早目に対処することにより大事に至ることを予防できます。

町の熱中症予防の取り組みにつきましては、7月からホームページによる情報提供、会議や教室等においてチラシによる予防の啓発、また単身世帯、高齢者世帯の方へは、緊急通報装置の訪問点検時や、高齢者協力員さん、地域包括支援センター職員による戸別訪問時において、水分補給やクーラーの使用についての声かけを、9月中をめどに行っていきます。

熱中症による救急搬送人員の状況として、丹羽消防署へ確認したところ、本町において7月は男性7名、女性1名の計8名の方が、8月は、男性11名、女性1名の計12名の方が病院へ救急搬送されています。なお、昨年のお搬送状況につきましては6名でした。

今後の対策といたしましては、熱中症情報を収集し、状況に応じ広報無線、ホームページ、チラシ等で早目の啓発に努めてまいります。

（3番議員挙手）

議長（酒井久和君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 今回のこの猛暑による熱中症でございますけれども、これは福祉だけにとどまらず、さまざまところで対策をしていかなければならない。エコスクール、そして地域社会の協働的な仕組み、そして農畜産物の被害防止、さまざまな取り組みがあろうかと思えます。それは、今後、国もしっかりと取り組んでいていただかなければいけないというふうに思いますが、とりあえず大口町として各自治体で取り組むべきことがたくさんあるかという

ふうに思っております。今御説明をいただきましたが、9月をめどにそういった調査、声かけをしていくということでございますか。それとももう済んだということですか。

健康福祉部長（村田貞俊君） 9月中までやっていきますということですか。

3番（柘植 満君） 9月中までやっていくということでございます。

本当にフランスでは1万5,000人が被害に遭っているというこの猛暑が続いております。それは本当に今回のこの問題につきましては、今後、やはり温暖化の影響と見られる熱中症対策はいろんな取り組みをしていかなければいけないかというふうに思います。それで、大口町単独でやれることがたくさんあるかと思えますけれども、見守りが今後非常に大事なところになってくるかというふうに思っております。大口町も見守りを今後やっていかれるということでございますけれども、長期的にしっかりとした取り組みというものが大事になってくるのではないかというふうに思っております。その中でいろんなところでいろんな取り組みをされておりますけれども、目黒区が非常にしっかりとした取り組みをやっておられていまして、けさのNHKニュースでそれも紹介をされておりました。高齢者の見守りをあらゆる角度から行うということで、宅配の弁当屋さん、その方は必ず手渡しでお渡しをするということ。そして、ほかにも企業とかもしっかりそこに参加をしていく。協力事業者としては、郵便事業者、電気、ガス、水道事業者、新聞販売店、牛乳販売店、さまざまなそういった宅配サービスとかもございまして、そういったところが大口町と一緒に協力事業者で、協力団体といたしましては、目黒区の場合は区の中のいろんなシルバー人材センター、そして老人クラブの連合会、さまざまなそういったところ、そして目黒区の歯科医師会、薬剤師会、そして居宅介護の連絡協議会、そういうところがさまざまな団体、企業が一緒に見守りネットとして行われているところが紹介をされておりました。

大口町におきましては、福祉協力員、そして民生委員さんなどの協力を得てやっておられるというふうに御答弁もいただいておりますけれども、それだけでは足りない部分もあるのかなあというふうに思います。そういったことでは見守りをもう少し具体的にしっかりと取り組んでいくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 総合的なとらえ方としましては、今議会に補正予算を計上させていただいております高齢者見守り事業を県事業をモデル地区として受ける中で、今言われました各新聞販売店等の協力、さらにはワンコインサービスでしたが、そういったいろんなところでの取り組み等も見守りという形の中で検討を進めていくということで考えております。それで、この熱中症というところで、この視点だけでとらえますと、環境省が出しておりますけれども、熱中症環境保健マニュアルというものを環境省が出しております。そういった中で、

要は熱中症を防ぐための日常生活の注意事項という中で、本当にお互いが注意することによって熱中症というのは防ぐことができますよということでありますので、町としましては、先ほど回答で申し上げましたように、いろんな情報等を皆さんに提供していく中で熱中症に対する意識を持っていただくという、これが一番大事ではないかなあとということで、現在は考えております。

(3 番議員挙手)

議長(酒井久和君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) この件につきましては、被害の実態調査が少ないということで、今後、そういったことをしっかりと調査がされていくと思います、全国でも。しかしながら、この熱中症だけではなくて、熱中症にかかれた方が高齢者の方が多い、低所得者の方が多いという現状からいきますと、あわせて防災対策、いろんなことを含めまして見守りというふうにつながっていくかと思えます。

それで、また新たなところですけども、千葉県の習志野でございます。

以前も医療キットの無料配付、これを提案させていただきました。その中で、こういった何か起きたときにとということで、ここは全国初ということになりますが、避難支援情報も一緒に医療キットの中に入れるということで要援護者、高齢者などを対象にこういったものが3月から配付されております。そういうことを思いますと、本当にこの医療キットが全国的にも広がってきておりますが、こういったものもしっかり利用しながら、いろんな角度から取り組んでいく必要があるのではないかとというふうに思いますが、このことに関してはいかがでしょうか。

議長(酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 高齢者の見守りににつきましては、今言いましたキット、今回町が考えておりますのは、見守りに関してはそういった冊子的なものを印刷する形の中で、家庭に備えていただくというところでは現在のところは考えておりますけれども、そういった中で本当に高齢者の見守りという部分、さらには地域の皆さんの協力を得ていくという形のを築いていきたいと思っております。

(3 番議員挙手)

議長(酒井久和君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 救急時と災害時の両方において、救急隊の迅速な処置が可能になるという形のこの医療キットが習志野市でありました。こういうところもまたしっかりと取り組みができるような形で進めていっていただきたいというふうに思います。

そうしまして、またいろんな新たな災害として取り組む中で、包括支援センター、こういう

ところもしっかりと連携をとっていかなければならないというふうに思いますが、包括支援センターも連携をとっていらっしゃると思いますけれども、要援護者の名簿の作成、これがまだ大口町はできていなかったかなあというふうに思います。今後、こういうものが本当にいるんな意味で必要になってくると思いますので、これを包括支援センターにもしっかりと情報を提示して、そして連携をとっていくべきだと思いますが、この件についての取り組みとしてはいかがでしょうか。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 要援護者名簿に関しましては、現在、町民安全課の方と防災に絡んだ形の中で今そういったものの取り組みを行っておるところでございます。参考までに申し上げさせていただきたいと思いますが、大口町は、平成17年の時代から民生委員さんによる、そういった地域に根づいた見守りという形の中で取り組みを行ってまいっております。そういった中で、現在、どうしても取り崩せないというか、入っていけない部分、それが今問題になっております。まさに相手が拒否をする、私は一人で大丈夫だからという形の中で受け入れをしていただけない方がやはりお見えになります。そういった部分の中では、要援護者名簿という、民生委員さんたちが作り上げられたものの中には、一部欠けてはおりますけれども、そういったものについては民生委員さんたちが作り上げたものというのは現在それぞれがお持ちになって、地域の中で見守っていただけるように活動をしていただいております。

（3番議員挙手）

議長（酒井久和君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） それはそれで大変必要なことだと思いますが、また包括支援センターとの情報もしっかりと連携をとっていくべきだというふうに考えます。個人情報保護法、これも今さまざまな問題が出ておりますので、これは保護法の取り違えがあるんじゃないかということと、そしてこの法律が壁になるならば、この法律もしっかりと変えていかなきゃいけないという声も出ておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、生活保護者の42%から45%の世帯にクーラーが設置されていないといった今回の状況でございました。本町の実態と今後の対策を伺いたいと思います。

議長（酒井久和君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 現在の本町におけます生活保護費受給者のクーラー設置率については正確には把握しておりませんが、家庭訪問の結果を踏まえますと、おおむね7割から8割と認識をしております。

また、熱中症に限らず高齢な方や健康上に問題のある方には重点的に家庭訪問をしております。

すし、その他の方についても月1回の生活保護費支給日における面談の際に、健康面におけるチェックもしております。

なお、対策につきましては、最初に述べさせていただきました健康生きがい課と同様に連携をとって対応してまいりたいと考えております。

(3番議員挙手)

議長(酒井久和君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 生活保護者ということに対しましては、北海道など冬場は灯油代が補助されております。今回、この熱中症対策、この猛暑に対する対策ですけれども、新たにさまざまに取り組んでいかなければならないという現状でございます。そういう観点からいきますと、こんなにクーラーが欠かせない夏はありませんでした。私も初めて毎晩夜クーラーを入れて寝るという状況は本当に今回が初めてでした。生活保護世帯のそういった意味では夏季の加算制度の創設等も、やはり最低の生活費としているんな対応をしていくべきではないかというふうに考えます。この件に対してのお考えをお尋ねしたいと思います。

議長(酒井久和君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) そういった関係につきましては、けさの朝刊でしたか、生活保護における夏季加算を検討していくということで、新聞報道等されておりますので、そういった中でその結果を見てまいりたいと考えております。

(3番議員挙手)

議長(酒井久和君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 本当に来年のためにいろんな取り組みをいち早く計画をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

学校につきましては、大口町は恵まれておりまして、クーラーがついていたということで今回は本当にありがたい結果となっております。しかしながら、また学校でもいろんな問題があるかもしれませんので、熱中症対策といたしましては、学校の取り組みもよろしく願いしたいと思っております。

次に、住宅耐震化対策につきましてお尋ねをいたします。

耐震化の必要性につきましては、今さら申し上げることはないと思っております。阪神・淡路大震災のときに被災を受けて、地震が直接の原因となって亡くなった方は5,483人になると言われております。死因別で見ますと、窒息、圧死、そして圧迫死、外傷ショック、頭部損傷、内臓損傷など、建物が倒壊したことによって亡くなった方が、そのうち4,644名で、約85%の方たちが圧死ということで占めておりました。そして、建物が崩れて、逃げおくれで焼死した人の数も含めると、何と92%まで上がっております。そして1月17日、5時46分、地震が起こり、

即死状態になったというのが、何と90%にまで達しているというように言われております。この数字を見ますと、建物を倒れないようにすることが、被害、犠牲者を縮小することになるといふふうに思います。いかにこの取り組みが大事かということでございます。

国は無料耐震診断を促進しておりますけれども、全国的に耐震改修が進んでいない状況でございます。命を守るという観点から、東海地方にいつかは起きると言われております地震対策にしっかり取り組んでいくことは大事なことだと思います。

まず、大口町の一般住宅の耐震改修促進計画と、その進捗状況について教えていただきたいと思っております。

議長（酒井久和君） 建設部長。

建設部長（野田 透君） 耐震改修促進計画について御質問をいただきましたので、御回答させていただきます。

大口町耐震改修促進計画は、平成20年3月に策定をしております、昭和56年5月31日以前の旧木造住宅基準で建築された木造住宅1,760戸の耐震化を図り、平成27年度までに町全体の耐震化率を90%とするものであります。

大口町では、平成15年度より無料で耐震診断を行っており、平成15年から平成21年度までに合計251戸の診断を行っております。

また、耐震診断において判定値が1.0未満となった場合は、判定値が1.0以上とする耐震改修工事に対し、費用の2分の1、最高60万の補助を行っており、平成16年度から平成21年度までに合計8戸の耐震改修工事がされました。また、平成19年度以降、建てかえがされた住宅は85戸あり、耐震改修補助を利用した住宅は8戸ですので、合計93戸の住宅の耐震改修が済んだこととなります。

大口町耐震改修促進計画策定時の住宅の耐震化率は74%であったのに対し、現在は77%であり、まだまだ耐震改修は進んでいない状況であります。なかなか耐震改修が進まないことから、計画の中にもあります耐震診断ローラー作戦を、本年度緊急雇用対策事業を利用して行っております。臨時職員2名を雇用し、木造住宅耐震化促進啓発員として町内の対象住宅を戸別訪問し、無料診断、改修補助についてPRをしております。現在、約4割程度の対象住宅を終えた段階で、耐震診断の申し込みが28戸あります。また、戸別訪問時にアンケートをもらっており、耐震改修は行わない住民の声として、離れであり人が住んでいない、建てかえを検討中、建てかえた方が早い、また、次の世代がいないのでやらない、また大地震が起きれば耐震改修を行っても結果は同じ等、各戸それぞれの事情があるようではありますが、正しい地震に対する情報を住民の方に伝え、自分の生命を守るのは耐震改修であることをPRしていきます。また、それにあわせて無料耐震診断、耐震改修補助についてもさらなるPRに努めてまいります。以上

であります。

(3 番議員挙手)

議長 (酒井久和君) 柘植議員。

3 番 (柘植 満君) 大口町の耐震診断の対象者が1,760戸ということで、本当に進められてはおりますけれども、まだまだ数としては平成27年度までの耐震改修が本当に目標までにできるのかなあというのが現状だと思います。阪神・淡路大震災での被害者の内訳、これは65歳以上、いわゆる高齢者と言われている方々の被害が49.6%ということで半分を占めておりました。また、二十から24歳の方が299人、これまた非常に高い数字を占めておりました。高齢者の住む住宅の老朽化、そして若い方というのは二十から24歳、就職して間もない方々が安い賃貸アパートに入居しておられたということが、この数字でわかつてと思います。

大口町にも古い木造住宅や、また老朽化した住宅に住んでいらっしゃる方々もあるかと思えます。この65歳以上の高齢者の方が入居されてされている住宅につきましては、先ほど言いましたように、一般的に住宅も古くなっているということで、古い住宅が多いことになります。

平成15年の住宅、土地統計調査のデータによりますと、県下におきましては、昭和45年以前の住宅の高齢者の居住率は74%、県内でも74%が昭和45年以前の住宅に高齢者が住まわれているということになります。一たび大規模地震が生じると、高齢者に被害が集中するということが想定されております。高齢者の方は年金生活、また独居老人の方も含めまして、非常に経済的に厳しい状況にあるというのは、本当に皆さんもそのように思っていると思えますが、その中で耐震化を進めるということ、そして自力で耐震化することは非常に厳しいと。先ほどもアンケート調査だったですか、おっしゃっていましたね。なかなかそういうふうはどうせ壊れるからいいわとか、次世代で云々というお話をされておりましたけれども、本当に耐震化を進めるということが難しいと、厳しいということになるかと思えます。はた目から見ますと、不可能に近いんではないかというふうに見受けられるんですけども、当局でも無料の耐震診断、そして耐震工事の補助制度、また税制の優遇制度を行っておられまして、そういった中で今言われましたようなPRもされているということでございますが、本当にもっともっとしっかりとPRもしていただいて、そしてこの耐震工事につきましては、いろんなところが低コストの開発がされているということであります。いろんな大学、いろんな建築関係のところから、いろんなところが低コストでできるような開発がされているということで、この研究協議会のホームページに紹介がされております。町としましても、このような情報をホームページに提供されてはどうかと思えますが、いかがでございますか。

議長 (酒井久和君) 建設部長。

建設部長 (野田 透君) この耐震診断、耐震改修については、こういった補助制度があると

ということは、既にホームページの方には掲載をさせていただいております。今、議員おっしゃられるように、低コストによる新工法、これは既設の工事費の3分の2から3分の1だというようなことであります。こういったことも、今進めておりますローラー作戦の中でも御紹介をしていきたいというふうに思っております。

それから、耐震診断であります。先ほども申しましたように、現在、4割程度の対象住宅を終えた段階で、診断をするとの申し込みが28戸ございました。それなりの成果もありまして、こういったことをさらに進めまして、耐震診断から耐震改修へというような形でのお願いをしていこうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(3 番議員挙手)

議長(酒井久和君) 柘植議員。

3番(柘植 満君) 耐震改修をやることができない方につきましてでございますが、次の簡易シェルターについて質問をさせていただきたいと思えます。

これは身近にできる防災対策として提案させていただきますが、耐震シェルターの取り扱いは、建築物ではなくて防災施設ということでございました。最初は耐震の方かと思っておりますけれども、そういうことで防災対策ということでお尋ねをしたいと思えます。

ある工務店で開発をされました耐震シェルターというのがございます。大地震で建物が倒壊しましても命だけは守る、そういう工法が開発されております。室内に設置するもので、いろんなものがあるんですけども、地震で住宅が倒壊しても命を守ってくれる、そこだけはつぶされないというものでございます。そういう設備のことでありますけれども、家の中に頑丈な室内をつくるといった感じでありますけれども、ちょうどシングルベッドを二つ並べたぐらいの広さがありまして、あらかじめ工場で作成いたしましたパネルをお客様の家に行きまして、組み立てるような形で中にシェルターをつくと、こうした工法であります。そして、これは工期が2日で済み、費用は25万から30万ぐらいからできるというものでございます。高齢者の方でもここに逃げ込めばとりあえず命が助かるという場所になるわけで、本当に簡単にできまして、安全を確保できるよい工法ではないかと思えます。

先ほどもお話がありましたが、耐震改修には多額のお金がかかります。県下も平均が174万かかるということで、大体200万ぐらいはかかっているようであります。それ以上かかる場合もさまざまありますが、命を守ること、これを本当に考えていくなれば、本当に早く耐震改修をするべきではありますけれども、そういった中でなかなかできないと、そういった方々にこのような耐震シェルターは必要ではないかというふうに思えます。

高浜市が早くから助成をしているようでございますけれども、この耐震シェルターの助成制度についてのお考えを伺います。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 耐震シェルターについての御質問をいただきました。

いわゆる災害に対する被害を少なくする対応、いわゆる減災に向けた大口町の取り組みについては、自助・共助・公助がそれぞれの役割を十分理解して、防災対策をすることが重要であると考えています。

まず共助でありますけれども、地域防災であります。この地域防災については、自主防災会における訓練、資機材の点検を各地区が実施し、地域の助け合いができる体制を進めております。

次に、公助であります町の対策でございますが、避難所の耐震化、防災無線の整備と無線の受信機から緊急地震速報が伝達できるように、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの整備を進めております。

最後に、自助であります。これは個人がみずからの生命を守るための対策でございますが、これは今建設部長が申し上げましたような耐震診断と、それに伴う耐震改修、あるいは私ども町民安全課の方でもやっております、家具転倒防止等の耐震対策であります。この家具転倒防止対策については、町民の関心を持ってもらうため、2年間限定という条件をつけまして、ことし4月から広報無線、あるいは広報紙等により啓発をしておりますけれども、9月1日現在で1世帯の申請しかないのが現状でございます。

このように今の制度が浸透しない状況の中で、他にこういったお話にございますような補助事業をふやすことよりも、まず私どもといたしましては、防災に関心を持ってもらうように、さまざまな機会を通じて啓発を進めることが生命財産を守る対策であると考えております。

（3番議員挙手）

議長（酒井久和君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 大口が今行われております説明、共助・自助・公助、それはよくわかります。しかしながら、先ほどと同じことになりますけれども、本当に高齢者の方々が、もう自分の家は改修をもうしなくてもいいというふうにいる方もいらっしゃるわけですから、かといって、じゃあつぶれても知らんがねというふうにはいかないというふうに思います。今、皆様のお手元に、これはベッドの方ですけれども、安心防災ベッド、これもシェルターの一つでございますが、こういったものがございます。地震が起きたときに、ここにとにかく寝たきりの方、特に寝たきりの方はこういったベッドに合わせて、このようなベッド枠を設置しておりますと、安心・安全というふうな形で、とにかく命は守ることができるといったものでございます。こういうものがテレビでも紹介をされていたようですけれども、テレビでの紹介のときはちょっと見ておりませんでした。蒲郡、一宮なども22年度より助成に取り組んでおられ

ます。東京の練馬区の場合は、ここは費用の9割を、限度額50万円の補助がされております。この考えとしましては、とにかく家が壊れても身を守る、安全を守るという中で、やはり弱者の方、寝たきりの方、障害者の方、そういう方の所得の限度額もございませけれども、こういったものが活用されております。大口町も都会ではありませんので、それに比べると少ないかもしれませんが、しかしながら、一つのとうとい命は同じだというふうに考えます。ですので、このお部屋のシェルターもそうですが、ベッドのシェルターについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（酒井久和君） 地域協働部長。

地域協働部長（近藤定昭君） 先ほど柘植議員さんの方から県内の各市町での助成事業の報告がございました。私どもで調べた結果の方で若干御報告させていただきますが、実際に補助事業を行っております自治体といたしましては、一宮市が平成22年、先ほどお話がございましたように4月から実施しているわけでございますけど、一応シェルターの2件の申請があったと。次に高浜市、ここは平成21年度からでございます。それから蒲郡、田原市は平成22年、途中からでございますけれども、こちらの方も同じように耐震シェルターの補助事業を整備しておるわけでございますけれども、現在のところゼロ件の申請であったというふうに聞いております。特に高浜市におかれましては、平成21年からダイレクトメールを郵送して、そういった対象者に向けてPRをしてやっているわけでございますが、先ほど言いましたように耐震シェルターにつきましてはゼロ申請ということでございます。

先ほど来申し上げておりますように、まずもって防災に対する各自のやはり自助といいますか、そういった危機感を持たないことにはだめであろうというふうに思っています。ですから、今後、そういったものがあるということに対するPRはしていくべきではないかというふうには思っております。そういった機会があった場合に、どうできるかというのは今後の課題なり、検討をしていくものと考えますけれども、この一つの中に耐震ベッド一つをとらえて言えば確かにそうですし、逆に言ったら、今私どもやっております家具転倒防止策につきましても同じようなことで、その近くにいたならばそれは倒れてくると。じゃあ、それに対してどうするといえ、今言いましたような家具転倒防止対策が一つの対策といいますか、方法であるというふうに思います。そのように、一つ一つがすべて対策の一つであって、全体ではないわけですね。全体のことを考えると、いわゆる全体の耐震工事というようなことになると思いますので、おのおのの関係については、やはり自主防災といいますか、自分の生命は自分で守るという自助の考え方をお願いしたいと思っています。

（3番議員挙手）

議長（酒井久和君） 柘植議員。

3番（柘植 満君） 家具転倒防止でありますけれども、いまだに1件しか申し込みがなかったというふうで、なかなか皆さんに浸透がいかない。これだけ災害が起きたときに、とにかく建物につぶされないように、しっかり取り組んでいかなければいけないと言いつつも、なかなかこれが進んでいかないと。これは、一つは行政の責任でもあるのではないかというふうに考えます。そういった意味では、せっかく家具転倒防止の助成事業もやっていただいておりますので、いろんなところで取り組んでアピールをしていただきたいというふうに思います。

きょうは初めての質問でしたので、とにかくこういったものの認識をしていただいて、また今後さまざまな御検討もいただければというふうに思います。

命を守る施策として、先ほどいろんなところでPRをしていきたいというふうにおっしゃいましたけれども、ふれあいまつりとかの防災展等で、この防災の耐震シェルターの紹介をしていただいたり、啓発をしていただいたりすることもいいのではないかなあというふうに思います。

あるところで、そういったところの市のおまつりで、防災展で展示をしたところ、関心を持った方々もいらっしゃったようであります。私も先ほどお聞きしまして、うちの議員さんもシェルターをつくっていらっしゃるといふことで、お部屋にそういったものがちゃんと設置されている。すばらしいなあというふうに思いました。そういうことも啓発をしっかり今後やっていただいて、皆さんの意識啓発、できれば今後研究をしていただいて、いつ起きるかわからない地震の対策として、弱者、高齢者の生命を守るシェルターとして、大口町として何らかの手助けをしていただければ、安全・安心な取り組みとしてお願いをできればというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（酒井久和君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日16日も一般質問を予定しておりましたが、本日で終了しましたので休会といたします。

次回は9月21日火曜日午前9時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。どうも御苦労さまでございました。

（午後 3時55分）